

そこで、この制度をつかさどってきた政府の立場から、今の状況というものをどのように受けとめておられるか、まず大臣にお伺いしたいと思ひます。

○中川國務大臣 おはようございます。

農民にも恩給をということで昭和四十五年にスタートしました農業者年金制度でございますが、現在までに九十六万人に対して三兆六千億円の支給をしております。これは、農業者の老後の生活の安定に重要な役割を果たしてきたと理解をしております。

また、これは構造政策の一環といたしまして、農業経営の近代化あるいは農地保有の合理化という観点から、若返り、あるいは後継者移譲により農地が細分化されないようなシステムにしてある、あるいはまた、規模拡大したい経営第三者に対して規模拡大のメリットという役割も果たしてきたところでございます。

後継者の平均年齢は三十五歳、それから、約七十七万件の後継者移譲により百五十四万ヘクタールが細分化という分散されずに後継者に移譲されてきたということで、特に新しい基本法のもとでの理念という観点から、今申し上げたような役割というのは今後ますます重要になっていくというふうな理解をしております。

○熊谷市議員 それでは次に、少しく内容に踏み込んだ質問をさせていただきたいと思ひます。いわゆる加入者が少なくなり、逆に受給者が多くなっているというこの状況、これは急激に変化をしてきたというふうになるわけでありまして、いわゆる加入者の方は右肩下がり、こういう傾向になり、一方、受給者の方は右肩上がり、こういう経過をたどってきたわけでありまして、今までの経過の中では当然これが交差をした、いわゆる成熟度一〇〇％というものを迎えた時点があったわけでありまして、昭和六十三年から平成元年、そのころにかけて成熟度一〇〇％の状況になったわけでありまして、当然、この時点で今日のことというのは十分に予測されたのではなからうか。いや、

もっとさかのぼれば、右肩下がり、右肩上がりという傾向が定着をした昭和五十年代、このころにも十分にこの予測ができたのではなからうかと思ひます。

当然、政府としても、そうした状況というものの経過に合わせて何回となく制度の見直しをやつてこられて、その努力の跡というものはうかがえるわけでありまして、今までの経緯というものを振り返つてみて、この制度の運用という面についていろいろ分析されておられると思ひますが、そうした分析の上に立つてどのように評価をされ反省されているのか、お伺いしたいと思ひます。

○渡辺(好)政府委員 制度の発足以来三十年が経過をしたわけでございますけれども、その中で農業自身も、また社会経済構造自身も大きく変わつてまいりました。農業者年金制度につきましても、そういう状況の中で制度や運用の面で相当な改善を加えてきております。

二、三、例を申し上げますと、昭和六十年には、経営移譲年金の中で、加算額と基本額の導入をするということで、言ってみれば年金のタイプを三つぐらいにインセンティブを強めるような工夫をいたしまして、専業的な担い手へ農地等を一層集積する、これを促進する観点からの改正も行いました。

それから、これは平成二年の改正になりますけれども、六十歳までの経営移譲を画一的に誘導する政策から六十五歳までということで、経営移譲の体系につきましても変更いたしました。

それから、平成七年の再計算におきましては、家族協定を結んだ配偶者の方々の年金加入というふうなことも工夫をしてきたところでございまして、ただ、そのプロセスを経まして、今日、関係者の中には制度が非常に複雑でわかりにくいというふうな批判もあるところでございまして。

それから、先生が御指摘をされましたように、現在、加入者と受給者のバランスが成熟度二五五％ということで、言ってみれば一人の方が二・五人を支えているというふうな状況にございます。

財政的には大変厳しい状況だと言つて差し支えないと思ひます。

こういう状況を踏まえまして、制度の簡素化につきましても、また財政のバランスの問題につきましても、現在、農業者年金制度研究会におきまして御議論を賜つておるところでございます。次期財政再計算が来年になっておりますので、それまでの間にこの制度の抜本的な見直しを行いたいと思つております。

○熊谷市議員 経過は経過として、今加入者なりあるいは受給者がどのような考え方でこの農業者年金制度というものを受けておられるかという点について、お話をさせていただきたいと思ひます。

先週地元へ帰つて、約十五人ぐらいのメンバーでありましたが、受給者、加入者の生の声を聞いてまいりました。

要約しますと、保険料は毎年千円前後ぐらい上がついていく、逆に農業所得というものは下がつていく、それなのに、掛金の値上がりというものが一体どこまで続いていくのかという不安を強く持つておられる方が多々あります。しかし、そうはいっても、私たちはこの制度にしがみついていくしかない、あるいは、ほかの人たちと同じような老後の保障が欲しいんです、この制度がなくなったら大変だということも心配をされているわけで、ぜひこの制度というものを続けてほしいという声が多々聞かれました。

また、受給者であります、これはもういい始めから年数の浅い人でありまして、先輩たちのお話を聞いて、これぐらいの額をいただいているんだというところで、私もそれぐらいはもらえらるだろうと思つておりましたが、もろつてみると意外に少なかつた、同じ制度なのにどうしてこうなんだろ、うか、しかも年々支給の額というものが少なくなつていくのを見て先々が不安でたまらないんだというお話。

さらには、これは農業委員をやっている人でありまして、同じ集落に未加入者がいるわけですから、

けれども、そういう人に勧めようと思つても、自分自身が不安で自信がないのに、他人様を勧誘するということにも遠慮がちだということも話されておりました。

また、入るときはこれはよい年金だと思つて入つた、その当時は、スライド制であるとかあるいは賦課方式であるとかそういう説明は聞いたが、金額がどのように変わるとは思わなかつた、うかつな面もあつたかもしれないが政府がやることだからと信じて今日までついてまいりました、まさか政府は私たちを見捨てるようなことはしないでしょねという切々たるお話を伺つてまいりました。

これ以外にもたくさんお話は聞いてまいりましたが、時間の関係で省きますけれども、今までの経過の中でもつとてそういう加入者、受給者の不安というものを除去するための適切な手はなかつたんだろうか、先ほどのいろいろ努力されたという政府側の答弁も聞いたわけでありまして、果たしてそれが十分なものであつたかどうかということについては謙虚に反省をする必要もあるであろう、このように思ひます。

見直しの経緯というものを眺めてみても、確かに、制度上の問題として財政の健全化といった面では、保険料を引き上げたり、あるいは支給単価というものを段階的に引き下げるといふ道が講じられてきたわけでありまして、それはそれとしてわかりませんが、反面、そうした手法が該当者の加入の門戸というものを狭めるものにならなかつたのか、もう少し魅力ある年金としてのメニューづくりというものに配慮と工夫を積み重ねるべきではなかつたかな、こんな思ひをいたしているわけでありまして。

これからいろいろ新しい制度の見直しというのに取り組まれるわけでありまして、過去の経緯を十分に踏まえられて今後の運用に最善を尽くしていただきたい、このようなことを御要望申し上げます。次に、農業者年金制度というものは、これは政策

年金でありますから、公的年金として位置づけをされてきたわけであります。したがって、基礎年金の上積みされるいわゆる二階部分に当たりますが、この二階部分に国庫の助成を受けているのは農業者年金だけと言われております。そして、この点が他の年金制度とのバランスという観点から問題だという指摘もあるようであります。

いわゆる公的年金としての妥当性ということについて、今までと同じような考え方でこれから位置づけをされるのかどうか、確認の意味で大臣にお伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 御指摘のとおり、公的年金のうちこの農業者年金はいわゆる政策年金ということになっておりまして、国庫からお金が入ってきているわけですが、発足以来の役割というものは大きいものがあつたというふうに考えております。

しかし近年、先ほど成熟度二五〇％という話がございますが、受給権者に対する経営移譲者の割合が低下するなどの問題が出てきておりまして、特に受給者あるいは加入者の皆さんからの御要望等々もございまして、今後のことにつきましては、平成十二年の財政再計算と合わせまして、新しい基本法の趣旨のもと、望ましい農業構造の確立、農業経営の展開も念頭に置きながら、抜本的に制度の見直しをしていかなければならないと考えております。

制度の目的あるいは年金財政の見直し、給付と負担のあり方等につきまして、今、学識経験者等から成ります農業者年金制度研究会というところで抜本的な農業者年金の今後につきまして検討をしていただいております。また、いろいろな御意見を聞きながら、今後の年金のあり方について御議論をいただき、そして方向性を出していきたいというふうに考えております。

○熊谷(市)委員 政策年金という位置づけだけではどうしても死守をしていくという考え方に立たなければならぬというふうに思いますので、政府としてもそういう一つの姿勢を確立するようにお

願い申し上げておきたいと思ひます。
次に、これはこれからの問題に多少関係してくるわけですが、特にこの農業者年金制度に女性の加入というものを促進させるべきである、そういう必要性というものについてであります。これは、既に平成七年度に制度改正を行つて、配偶者の加入の道は講じられてまいりました。しかし、成績、現状は決して芳しいものではないわけでありまして、これなどは、タイミングとして少し遅きに失したなというふうに言わざるを得ないと思ひます。

農業経営に果たす女性の役割とかあるいは重要性、こういった問題については、とうに若い後継者が不足をしているという時代、あるいは三ちゃん農業などというふうになつた時代に既に始まっているわけでありまして、加入者が減少傾向を始めた、先ほど申し上げましたが、いわゆる昭和五十年代にこういった門戸を開くべきではなかったかな、こんな思ひをしてるわけでありまして、

平成八年から農業者年金の中に配偶者を加えるというふうにしたわけですが、そのころは、もう既に農業者年金制度そのものが色あせて魅力を失いかけておつたというか、失つておつたというふうになつてしまつて、失つておつたというふうなときに加入の道を講じて、入る人というのはごく限られてしまつたのではないかと。該当者に対して五割ぐらゐの加入率だということなどはなからうかなというふうに思つておりました。

しかし、これは遅きに失したとはいへても、女性層に対して、男女共同参画社会というものの到来であるとか、あるいは農業従事者の過半数を占めるという現状から見て、積極的に勧誘を促進していくべきだというふうに思ひます。
そのためには、特別な手だてという工夫を講じていく必要もあらうかなというふうに思つておられますが、どのような方策として女性の加入

というものを考えになつておられるか、お伺いしたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 日本の農業生産の六割は女性が支えているという現状を踏まえまして、やはり年金制度の中でも女性をきちんと位置づけし、そのシェアを高くしていくことが必要だろ

うと思つております。
現況、二十九万人の加入者に対して、女性の加入は一万六千人という状況でございます。これは、農地の名義等を持たれて経営者として加入されている方が大半であります。今先生から御指摘がありまして、平成八年度から、家族協定において、経営者として、共同のパートナーとして、配偶者が入る道を開きました。その中で、八年度に千六百二十三人が加入され、現在まで合計で三千三百三十人の配偶者の方々が新規に加入をされているわけでありまして、

この数字は、私自身も大きい数字だと思つておりません。今後、この実施機関であります農業者年金基金やJA、農業委員会とも一緒にしまして、家族協定自身普及をしまして年金加入ということになりますので、そういう点で各種PR、加入促進をしたいと思つております。

それから、現場からたくさん声が今出ております。こういう声も研究会の中に紹介しながら、次の財政再計算のときにどういったことが女性に関連をして手当てができるかということの研究していききたいと考えております。

○熊谷(市)委員 時間も少なくなつてまいりましたので、最後に、大臣にも一つお尋ねいたしたいと思ひます。

今、政府としても、先ほど大臣がお話しになられましたように、農業者年金制度の現状見直しのために、研究会というものを立ち上げて検討が加えられております。この秋口ごろまでには検討の結果を取りまとめられる計画のようでありまして、既に我が党としても、農業者年金問題小委員会というものを設置して検討に入っております。けさども今までの論点整理というものを

たところでありまして、事この農業者年金制度は難問、難題が山積しております。二十一世紀に向けて、食料、農業、農村のあるべき方向というもの基本法によつて示し、国会において決定を見、新たな認識と決意を持って理念と目標を達成すべく、政策の展開というものをスタートさせるという方針を内外に表明したわけでありまして、そのためには、農業の現場にしっかりと担い手を定着させるということが基本的な要件であると思ひます。農業者年金制度というものは、さらに新しい時代に適応したものとして一層充実を図つていかなければならない、このように考えるわけでありまして、農業者年金制度の見直しに向けた大臣の決意のほどをお聞かせいただきたいと思ひます。

○中川国務大臣 農業者年金制度の目的といひましようか、老後の安定した生活、あるいはまた構造政策としての位置づけというものは、新しい基本法がスタートした後の農政の中でもやはり重要な問題、ポイントであるというふうに考えております。

政策年金という位置づけをどうするかということも含めまして、抜本的な制度のあり方等につきまして今改革をしていかなければならないという認識のもとで、当委員会での御議論もきょう承りまして、そして、先ほど申し上げました農業者年金制度研究会で今年の十一月中をめどに取りまとめをいたしまして、次期通常国会に提出をしたいというふうに考えております。

○熊谷(市)委員 今、大臣の考え方、決意というものをお聞かせいただきましたが、ぜひひとつ前向きな姿勢というか、受け身の姿勢じゃなくて、政府がこの農業者年金制度というものをしっかりと上げていく主導的な役割というか、そういう形で積極的に取り組まれるように御要望申し上げたいと思ひます。

言うならば、農業者年金制度そのものが今日の事態を迎えたということとは、農業そのものがそれだけ追い詰められた結果によるものである、その

縮図として農業者年金制度の問題も内蔵している、そういうふうな理解をしなければならぬわけであります。要は、農業者に所得があつて、そして将来いろいろ魅力ある農業としての要件が備われば、年金制度も自然にいい方向に、本質的な解決というものに向かつていくことができるのではなからうかな、こんな思いがするわけであります。

今、大臣が申されたように、新しい一つの基本法の理念に従つて見直しの抜本的な案を提案するというお話のようでありますから、この制度というものが本当に農業者のために歓迎されるような、そして将来の展望につながるような、そういう制度になるようにぜひ取り組んでいただきたい。

我々も自分の問題として真剣にこの問題と取り組んでいく、そういう考えなども披露をさせていただいて、時間になりましたので質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○穂込委員長 次に、堀込征雄君。

○堀込委員 農業者年金基金法の法律に入る前に、若干の質問をさせていただきます。

と申しますのは、農業構造改善事業に関する調査委員会の調査結果の中間報告というものが出ておりますので、法案に入る前にこの問題に触れさせていただきます。

この問題は、構造改善事業、そして山村振興事業の実施をめぐって、担当職員が事前に情報を漏らしたとか、あるいは意図的な事業採択を行っている、こういう投書が寄せられ、設置をされて調査を行ったということでございますが、この調査委員会設置の経緯、問題意識等について、構造改善局長、責任者のようでございますので、答弁をお願いいたします。

○渡辺(好)政府委員 構造改善事業をめぐりまして、近年、構造改善事業の箇所づけを職員が事前に市町村に知らせコンサルタントをあっせんしているといった投書などがございました。こうした事実関係につきまして確認を行うとともに、事業

の執行体制の適正化を図るために、本年の一月、農林水産省訓令に基づきまして、農業構造改善事業に関する調査委員会を設けたところでございます。

委員会におきましては関係者延べ三十五人のヒアリングを行ひまして、その結果を去る二月十九日に中間報告として取りまとめをしたところでございます。

○堀込委員 投書が発端になって調査委員会を設置しているいろいろ調べた。あり得べしと思つたから調査委員会を設置したのか、あるいは、まあそんなことはないだろうけれども調査してみようというところで調査をしたのか、両方あるのだらうと思いますが、これは二月十九日に中間報告がなされているのですが、公表が七月五日まで延ばされている理由は何ですか。

○中川國務大臣 調査委員会で調べるため訓令が出たわけでありまして、それについては、別に公開をしないということではなくて、公開扱いにいたしました。しかし、こちらから積極的に公開をしたということではなくて、聞かれればお答えをするという程度のものでございました。しかし、現代におきましては、情報公開という趣旨はそういうものではないでしょうということ、しかも一部マスコミの報道で公の知るところになつたわけでございますので、公開を前提にした一つの行政措置でございますから、公開を決めた以上はこちらからもう積極的にやるべきではないかというところで、今後はこういう事例があつた場合には、この事例に当てはめますならば、二月十九日に中間報告を決定した時点で公にするというやり方に変えさせることにいたしております。

○堀込委員 その点は了解をいたします。それで、調査委員会の調査結果を見ますと、例えば地区認定の予算決定前の事前連絡の問題についてであります、聞き取り調査の結果では、事実を主張したのは一名のみである、それ以外、大多数は、そういう事実はなかった、こういうふう

に結論づけて調査結果には書いてあるわけですが、

事実は結局あつたんですか、なかったんですか。

○渡辺(好)政府委員 関係者の聞き取り調査を行った範囲内では、そのような行為を行つていた者がいるという事実を主張した方が一名おりましたけれども、それ以外の大多数の者はこの事実を否定しておりまして、地区認定について予算決定前に事前連絡を行つたという事実は確認できませんでした。

しかし、委員会の調査の結果、事業の地区認定についての基準が不透明であるということなど、見直しをすべき点があるということから、今後の構造改善事業の実施については、地区認定や事業費配分の基準の明確化、第三者委員会の設置等によって適切かつ円滑な事業の実施を図ることとしたところでございます。

○堀込委員 この調査結果を見ますと、なかなか役所の中のことでわかりにくいことが多いのですけれども、恣意的な新規採択及び予算配分の問題、これについては特定の者の意向が強く働いて、こういう証言もあつた。また、班長行政と言われるように、担当課長補佐の意向が強く働いていたという指摘があるのです。これはどういうことなのか。班長行政、つまり、今日まで構造改善事業の新規採択や予算配分は大体課長補佐の意向と裁量で行われた、こういうふうなことに読めるのですが、これはそういうことなんですか。

○渡辺(好)政府委員 いわゆる班長行政につきましては、農業構造改善事業の執行に当たりまして事業に関する専門的な知識や経験が必要とされておりますが、他方で事業地区の認定や事業費の配分について基準が不透明な点があつたということから、いわば専門的知識と経験を備えた担当補佐の裁量によって事業の執行が行われ得る余地があつたということを示しているのではないかと考えております。

こういうふうな状況の中で、職員が二手に分かれて中傷を行つたりしたということ、円滑な事務の執行が妨げられるようになったということは、極めて遺憾なことと言わざるを得ません。

こういう状況を踏まえまして、農業構造改善事業という極めて限定をされた分野で長期にわたつて専門的な知識や経験に着目した人事を行うことが、専門家を育成するという点でのメリットはありますけれども、他方で人事の固定や職員同士の反目、事業の円滑な執行の阻害の懸念、そういう反省に立ちまして、公正で円滑な事業の推進と組織の活性化を図るために他の専門分野との大幅な人事交流を実施したところでございます。

○堀込委員 それから、コンサルタントのあっせんの問題も書かれていいます。あるいはさらには公益法人のコンサルタント活動についても指摘をされておまして、ぜひ透明、公正な行政を行つてほしいと思つております。

もう一点、執行体制の問題に触れておまして、構造改善事業に携わる職員が二手に分かれて対立し、互いに中傷し合つてきた、したがって円滑な事務の執行が妨げられてきた、こうあるのですが、これはどういうことなんですか。今まで構造改善局内部では職員が二手に分かれて派閥争いをやつていて、県や市町村や国民に迷惑をかけてきた事実があつた、これはどういうことなんですか。

○渡辺(好)政府委員 先ほどお話し申し上げましたように、専門的な知識や経験に着目をして専門家を育成するということにこれまでどちらかといえば努めてきたわけでございますけれども、その人事の固定化が内部での確執を呼んだということでございます。構造改善事業にかかわる職員間の対立、中傷等について、今回のケースでいえば職員が二つのグループに分かれて事業の進め方について対立をした、あるいは民間団体等外部に対して相手方についての中傷を行つたということが組織の活性化と事務の円滑な遂行を妨げられるようになったというふうな感じられるわけでございまして、その点については極めて遺憾なことだと考えております。

そういう点に立ちまして、先ほど申し上げましたように、他の専門分野との大幅な人事交流を実

施したところでございます。

○堀込委員 まあ、そういう問題が起る素地が今までの中にはあった、したがって人事交流をしたりいろいろな対応を講じたところである、こういうことであります。

先ほども、大臣から行政の公開について決意といいますが、そういう姿勢が述べられて安心はしているわけですが、この調査委員会の今後の対応、例えば職務関係について見ますと、組織の中で仕事を推進するに当たり、感情のもつれ等から相手方を徹底的に批判することや外部に対してさん言する等の行為は行政組織としての機能を十分果たせなくなり混乱を招くことになる、こう言っているのです。だから、ちょっと私はこの点は心配するんですが、やはり開かれた透明な行政であるべきだ、しかし、これから問題が起っても外部へ漏らしちゃいけませんよみたいな報告とも読み取れるのですが、そのところはいいかがですか。

○渡辺(好)政府委員 事業の執行体制全体の問題でございまして、私どもは、今回の委員会の中間報告を経まして、予算の執行につきましても、コンサルのあつせんにつきましても、また公益法人の受注の問題につきましても、もろもろ改善を行っております。とりわけ事業の実施に当たっては、その透明性、公開性を高めるということで第三者の委員会も設定をいたしますし、それから、採択や地区名の公表、配分、手続等につきましても、速やかに公開、透明性を持った体制で進めるというふうにいたしております。

個別の事象もさることながら、執行体制全般がそういうふうな国民の前に開かれた形になるというところが、今回の反省の上に立つて、必ずや事業実施にいい影響を及ぼすというふうに考えております。

○堀込委員 この問題ばかり触れているわけにいきませんが、最後に大臣にちょっと伺っておきたいのですが、私は、意外と根っこ深い根本的な問題を含んでいるだろうと思うわけですが、

と申しますのは、よく政治家の癒着とかいろいろ言われますけれども、今、この調査委員会の中

間報告にあるように、何か派閥争いがあるとか人事争いの話じゃなくて、日本の行政システム全体が、そういう起り得る素地というか、起り得る仕組みといえますか、そういうものがなきにしろあらずだったのだから。やはりそういう仕組みも変えながら全体の行政のシステムを変えていく、あるいは細かな箇所づつを中央省庁でやる必要があるのかどうかという議論を含めて、地方分権推進法も成立をしたわけでありまして、でも、大きな流れの中でやはり変えていくという問題意識が必要なのじゃないか。あくまでこの中間報告は、この事象に限っての問題であります。私は、私は底流にはそういう問題があるのだから、こういうふうに思いますので、ぜひそういう意味合いにおいて、これからの行政システムの改革について大臣の見解を伺っておきたいと思ひます。

○中川国務大臣 これは主に市町村がやる事業でございまして、ニーズもまた効果も非常に大きいものでございまして、こういう出来事があった後でございまして、その後、第三者委員会、事業の地区認定についての基準の設定、公表等、事業手続の改善につき意見を聞きまして、四月以降、適正化、透明化の措置を講じております。

また、新しい基本法の趣旨も受けまして、抜本的に見直しを行い、担い手となる経営体育成を目的とした新たな対策を講じていきたいと考えております。そのために現在、新たな経営構造対策研究会で、学識経験者の方々の御意見を聞きながら、地区認定、配分基準の設定、個別地区の計画等についての情報公開、それからその策定と達成状況の評価といった手続を重点にして事業の適正を期していきたいと考えております。

なお、省内におきましては、やはりプロの技術者の方々でございまして、優秀で、一生懸命やっておりますけれども、やはりそのプロ集団がずっと長い間同じところで同じようなことをやっている、どうしてもなれとか、あるいは緊張感

がなくなるといふこともございますので、人事交流、あるいはまた省内での外部からのチェックといったことも含めて、省内体制もこの際、刺激的、緊張感のあるものにしていかねばならないというところで、私自身そのことを強く認識しながら、この問題に当たっていきいたいと考えております。

○堀込委員 ぜひひとつそういう方向で努力をいただきたいと思います。

本論の法案の方、農業者年金基金法の質問に入らせていただきます。

今回の法案は、平成十二、十三年度の保険料を平成十一年度の保険料に据え置く、同額とするものでありまして、これにつきましては、厚生年金等の保険料が凍結される、その横並びだ、その措置をとるんだということでありまして、

そこで問題は、いよいよ厚生年金を初め共済年金の年金制度改正の関連法案が閣議決定をされまして、国会審議の俎上にのぼろうとしている。この中身を見ますと、厚生年金の報酬比例部分、この支給開始年齢を、二〇一三年から二〇二五年にかけて三年に一歳ずつ引き上げて六十五歳にする。また、給付の水準につきましても、二〇〇四年支給以降の人は五％下げる。あるいは二〇〇三年から、保険料はボーナスを含めて、今も一部入っているんですが、総報酬制にするというように入っているんですが、その後、基礎年金の、税にすること、国庫補助を二分の一にするのかというふうな議論もまだあるようでありまして、そういう意味で、非常に大きな改革法案が今閣議決定をされて国会審議の俎上にのぼろうとしている。

当然、農業者年金も、これにあわせて制度研究会をつくって議論をされているようでありますけれども、今回の厚生年金、共済年金の改正関連法案、これは農業者年金にどういふような影響を与えてくるのでしょうか。当然、支給開始年齢や保険料の水準について影響されてくるだろう、こういうふうに思いますが、今の段階でどういふ見

通しをされておりますか。

○渡辺(好)政府委員 今回、法律案を提出させていただきますました趣旨はよく御承知のことと思ひますが、御案内のとおり、農業者年金は、御指摘の国民年金や厚生年金とちよと財政再計算に一年おくれでスタートすることになっております。従来も一年おくれで財政再計算をし、制度改正を行っているという実情でございます。

また、農業者年金の目的といひますか趣旨といひますか、そういう事柄につきましましては、先ほどの熊谷先生の御質疑にもございまして、先ほどの政策年金として行われている部分がかなり大きな部分を占めております。年金の支給要件であるとか成熟度であるとか国庫助成の仕組みも、他の年金と大きく異なっておりますので、年金単価の設定等におきましては厚生年金等の改正状況を踏まえて、参考にしたがって見直しを行う部分もあると思ひますけれども、制度全体が国民年金や厚生年金の改革にすべて引張られるということでは必ずしもないと思っております。

いずれにいたしましても、平成十二年が財政再計算の年でございまして、抜本的な制度の見直しを行うべく現在研究会で御議論を賜っているとございまして、

○堀込委員 そういうことなんでしょうが、私も、あるいは加入者もそうでありまして、農業者年金というのは本当に維持していけるんだらうかという不安を持っています。これは事実であります。日本の社会保障制度は、今年金の話もありまして、医療制度を含めて抜本改革を迫られております。世代間の公平性を確保しながら、年金について、例えば基礎年金について税方式の導入論まであるわけでありまして、さらには来年四月からの介護保険の導入もある。まさに大きな曲

がり角、大きな変革期にある、大きな変革を遂げなければ制度自体が存続しない、そういう事態に直面していると思うわけであります。

農業者年金につきましては、制度発足の当初から、社会保障制度としてのあり方としては疑問が持たれておったわけであります。後で触れますけれども、政策年金といいますが、農業政策上の有効性、そして、年金制度としての社会的妥当性だとか財政的な健全性については未解明である、ちゃんとはっきりしないというところは、実は、社会保障制度審議会でも再三厳しい指摘がなされてきたところであります。

例えば、平成七年の二月二十四日に、社会保障制度審議会の答申で農業者年金については触れているわけですが、「近い将来年金財政上ゆゆしい事態が生ずることは必至とみられる」「その農業政策上の有効性、年金制度としての社会的妥当性、財政的健全性について繰り返し再検討を求めてきたが、いまだこれらの諸点に関して何ら解明されていない。他の公的年金制度と比べ異例といえる多額の国庫負担の投入により収支の均衡を図らざるを得ない状態となっていることにもかみ、制度の根本的な検討を行うことを再度強く要望しておきたい。」こういう社会保障制度審議会の指摘があるわけであります。

こうした厳しい見直しの流れの中で、農業者年金というのは、社会の同意や賛同を得てこのままこの制度を維持していきけるのだろうかという不安を実は持つわけであります。こうした制度全体について、今のような流れの中で、例えば厚生年金基金との統合とか、いろいろな議論も出てくるんじゃないかということを私は心配するわけであります。

そういう意味で、この制度の将来的な維持について、大臣の所見を伺っておきたいと思ひます。

○中川国務大臣 先生もちょっとお触れになりましたけれども、この年金制度というのは、農業者の老後、リタイアした後の生活を守るための金銭的な支援措置であると同時に、構造政策として、

若返り、特にこの新しい基本法のもとでは、意欲ある経営体というものを一つのポイントに置いておきますけれども、そういう意味、さらには、農地が無秩序に分散、細分化されていくというのを防ぐ、むしろ経営拡大のための誘導策という位置づけもあるわけでございますから、文字どおり、そういう意味で農業政策上の構造政策を進める上の一つの方策であるという位置づけであり、その意義は果たしてまいりましたし、これから必要であらうというふうに考えております。

しかし、御指摘のとおり、財政上の問題もございまして、また、年金制度としてはという御指摘もあるわけでございますし、何よりも、受給者の方はふえていくけれども加入者の方が減少傾向にあるという成熟度の問題等々ございます。そういうことで、この問題等々、抜本的な問題を含めましていろいろ問題があると思ひます。

そういう意味で、先ほどから何回も申し上げて恐縮でございますが、今村先生を議長とする農業者年金制度研究会で、抜本的な面からひとつこのあり方について研究をして、成果を出していただきたいというふうに今お願いをして、検討していただいているところでございます。

○堀込委員 私が申し上げましたのは、この我が国の農業者年金制度導入のときに、実は、ドイツやフランスの農業者年金制度が参考とされた。

例えば、八九年、九二年、相前後して、フランスの農業者年金制度では、農業構造改善や農産物の過剰対策を目的として、無拠出で全額国庫補助の政策年金制度を設けられた。ドイツでも、当時のECの農産物の過剰状況を反映して、経営移譲とともに、植林や景観作物の植栽を含む、休耕による生産中止を目的とした生産中止年金というのが時限立法として設けられた経過があると聞いております。

しかし、これも、八九年に設けられたが、九六年の申請で廃止されている。フランスでも、九二年に設けられ、十分にその役割を果たしたということで九七年に廃止されているというふうに伺っ

ておるわけであります。我が国が農業者年金導入のときに参考にした諸国で、実は、もうその役割は終わったんだということでの廃止の動きもあるというふうなことであります。

そういう状況を考えまして、ドイツ、フランスの制度の変遷を見ますと、何か我が国もそうなるべくして、この辺は、どうでしょうか、参考になりましたりして影響が出てくるとお考えでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 御指摘がございましたとおり、フランスやドイツでは、農業者に対する年金としては二重の制度がとられてきたいきさつがございます。拠出制の農業者年金制度と、無拠出制の構造政策年金、こういう形になっております。それで、このうち、老後保障を目的とする拠出制の農業者年金制度につきましては、両国とも、財政の安定化措置等々について見直しが行われてきておりますけれども、現在でも存続をしております。

御指摘ありましたように、無拠出の構造政策年金につきましては、時限措置ということで、財政上の理由等もございまして現在はいずれも廃止という状況でありますけれども、では同じ道を日本も歩むのかということ、それから、いや、まだ日本の構造政策の進展は十分ではないという考え方もあるわけでございます。

とりわけ、日本では、例えば規模拡大の成熟度がまだまだフランス、ドイツに比べれば一定のレベルに達していないというふうな例に見られますように、農業構造自身が大きく異なっておりますので、ドイツやフランスにおける措置をそのまま日本の制度に反映させるといことは難しいと思っております。

ただ、加入者が減少してきているというふうな類似点もございまして、制度改正全般の中で、参考にできる点につきましては十分にそれをしんしゃくするということでも臨みたいと思っております。

○堀込委員 農業者年金制度は、再三答弁ございましたように、農業経営の若返りだとか、農地等の細分化の防止だとか、経営規模の拡大、優秀な農業経営者の確保という構造政策の推進に資するための政策年金の側面があるんだ、そして二つ目には農業者に対する社会保障年金という、二つの目的を持った制度である、これはもう先ほど来繰り返し議論されて、答弁されているところであります。

しかし、このことをよく考えますと、つまり制度自体が、年金財政の面から見ると、そもそもの矛盾を抱えている。

離農を促進して規模拡大と経営の近代化を図る、こういうプロセスが一つある。これは、同時に、保険料の支払い者の減少を促進する過程になるわけであります。そういう意味では、効率的で安定的な経営体の創出、新規就農者の確保のための構造政策が実を結んでいく。そして、被保険者と受給権者のバランスがとれてくるまでの間、これはやはり、成熟度がどんどん上昇しますから、年金財政上、何らかの措置も必要になってくるんだらう。そういうものを本来この制度は持っているものなんだらう、こういうふうに思うんです。

それにしても、平成七年の財政再計算、前回の再計算ですね、この見直しでは、平成三十七年度、二〇二五年度にようやく成熟度が六〇％だ、平成四十二年度、二〇三〇年度に四〇％になってくるんだらうという計算を立てているわけであります。

この財政再計算の見直しでは、平成十七年度以降は、そういう意味で、今申し上げましたような二つの側面を掲げながらも単年度収支は均衡してくるのだ、そして、平成三十一年ころ単年度収支でも黒字の見直しになってくるのですよ、こういう見直しを立てているわけですね。これは、今、平成七年の財政再計算の見直しよりも、成熟度が二五％になっちゃって、少し計算が狂っているのだからと思ひますが、この見直しは今日どうな

んでしょうか、まだ有効性を持っている、このまま多分いけるだろう、こういう確信を持っていますか、いかがでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 その点につきましては、率直に申し上げまして、見通しの実現は相当困難であるというふうに私は思います。

御指摘ありましたように、平成十七年度単年度収支均衡、平成三十一年度黒字ということになりますけれども、現在の実績を見ますと、新規加入者数、保険料納付率、経営移譲率、運用利回りといったそれぞれの分野におきまして、大きく見通しと実績が乖離をしております。新規加入者一万二千人と見ましたものが二千六百人、保険料納付率も八九%が実際には七七%でございます。そして運用利回りも、五・五%と見ましたけれども現状二・五%ということでございます。万般のいろいろな促進策を講じてはおりますけれども、乖離は年々拡大する傾向にございます。

将来の財政状況の改善が予定どおり行われるということとは相当困難な状況と言わざるを得ません。

○堀込委員 そういうわけで、平成七年の再計算の見通しがもうほとんど難しくなっている、こういう答弁があったわけでありまして、

そこで、財政問題、少し今回の法改正を含めてただしておきたいわけでありまして、

後継者の減少によって被保険者数が減少している、あるいは、高齢化の進展によって受給権者が拡大している。平成元年以降、受給権者が被保険者を上回るという状態が続いている。しかもその格差が徐々に拡大をして、平成十年度末の成熟度が二五・五%になっている。今や加入者一人で二・五人を農業者年金というのには支えている、こういう状況になっているわけでありまして、

そして、財政も、昭和六十一年以降単年度赤字に陥ったのですかね、多分そうだと思うのですが、平成二年の法改正で保険料の引き上げ、そして追加国庫補助が行われてきましたけれども、平成八年度以降、また実は単年度収支の赤字が拡大

をしている。平成十年度は三百九十四億円の赤字、こうなっているわけでありまして、基金の資産を大幅に取り崩さなければならぬ、こういう事態になっている。

そこで、今回の法案で平成十三年度まで保険料を据え置くわけですが、これはどういふ影響を与えるのでしょうか。再計算見通しにさらに大きな影響になるのかという点が一つ。

それから、今もちょっと答弁がありました、運用利回りの問題ですね。農業者年金の運用利回り、前回再計算、平成七年であります、五・五%。しかし、平成七年の運用利回り実績が三・八六%ですか、平成十年度が二・四九%。今回、国民年金の財政再計算の前提としての運用利回りが四%でありますから、これも、まあ今ちょっと答弁で触れられましたが、見直さなければならぬという非常に大きな要素になっている。

そのほか、ちょっと、農業者年金にとっては事情のよくない悪条件が幾つか重なっていると思うのですけれども、そういう中で、年金財政の見通し、特に、今申し上げた点などについての考え方をちょっと聞かせてください。

○渡辺(好)政府委員 それぞれ、今先生から御指摘がありました数字は、すべて、私も、この財政再計算のときの財政バランスという点では非常に大きな負担になる問題でございます。

そういう状況も踏まえまして、現況では、老齢年金部分以外に、経営移譲に係る部分については、相当多額の国庫の負担をいたしております。国庫の負担をどうするか、それから収支バランスをどう見通すか、さらにはこの年金のタイプ自身をどういふ型のものに持っていくかという点も含めまして、とにかく抜本的な見直しを秋までにはやって、次の財政再計算のときには、それを皆さん方から御意見をちょうだいしながら再構築をするという方向で臨まざるを得ない、そこまで事態は来ていると考えております。

○堀込委員 非常に大変な事態になっているという認識が示されたわけでありまして、抜本的な対応が必要だということでありまして、

そこで、政策年金としての農業者年金、つまり経営移譲年金という制度があるわけでありまして、この評価は、今までの答弁では、ちゃんとした役割を果たしてきたんだ、こういうふうに評価をされているわけでありまして、この農業者年金制度のうち、経営移譲年金につきましては実は二分の一相当額について国の助成がある。さらに、平成七年の法改正で、平成八年から平成十二年までの間は追加国庫補助が行われているわけでありまして、この結果、経営移譲年金はほぼ全額が国庫補助で行われている、こういう実態になっているわけですね。平成十年度は、千四百四十億円収入があつて、八百二十五億円が実は国庫補助、こういう実態になっているわけですね。

この国庫補助という問題は、経営移譲を通じて、農業の近代化だとか農地保有の合理化が図られる、そして農業構造の改善に資する、こういう観点から実は行われているわけでありまして、今まで、構造政策を推進する政策年金としての役割を果たしてきた、こういう答弁があったわけでありまして、

しかし、例えば、農地の細分化防止、規模拡大について言うならば、北海道を別にしまして、都府県では依然として零細性は解消されていない、こういうデータがあるわけでありまして、昭和三十一年、戸当たり〇・八ヘクタールですか、平成九年でも一・二ヘクタールだ、こういう実態があるわけでありまして、それから、経営移譲率につきましても年々低下、減少をたどっている。平成十年度の経営移譲率が六九・二%ですか、こういう状態になっている。それから、経営主体の若返りは実現できたか。これは、農業労働力が急速に高齢化しているせいもありまして、基幹的農業従事者のうち、実は六十五歳以上が全体の四割を占めている。三十九歳以下の新規就農者は九万七千人、こういう実態にあるわけでありまして、

私は、これはいろいろな研究会とか、あるいは先ほどの社会保障制度審議会の答申ではありませぬけれども、もっと外からの議論にさらされた場合、本当に政策的な効果を上げてきたのかどうか、一体どこに問題があったのか、もう少しやはりはつきりしておく、議論立てていいますか、論陣を張る必要があるのではないかと、こういうふうに思いますが、今の経営移譲年金の政策年金としての評価、そしてこれからの対応について、考え方があったら聞かせてください。

○渡辺(好)政府委員 数点御質問があったわけでございます。ちょっとその前に、数字にわたることにつきまして実績が出ておりますので、

平成十年度であります、国庫助成は七百六十九億円、それに対して経営移譲年金として支出をされたのが七百六十七億円でございますので、先生がおっしゃったとおり、実質的には全額国庫ということでございます。

これまでの評価について言えば、経営移譲年金の給付が始まりました五十一以降、八十五万件、百六十九万ヘクタールの経営移譲が行われているわけでございますので、その中で、後継者の平均年齢は三十五歳、それから、七十七万件の後継者移譲がございまして、その結果、百五十四万ヘクタールの農地が細分化をされずに済んだ。ですから、これは細分化をするのを防いだ役割がある。さらに、第三者移譲と離農給付金を合わせますと、現在動いております農地の権利移動の一〇%はこの年金制度を通じて行われているという実績もあるわけでございます。

ただ、他方で、今先生がおっしゃいましたように、高齢化も進みますし担い手も不足をしている、それから、規模拡大は平均的に見れば進んでいない。確かに、三ヘクタール以上層が二十数%の農地を所有するというふうな一定の進展は見せておりますけれども、平均すればそのような状況でございます。

今回新しい基本法も成立、公布をいたしましたので、その基本法の趣旨にのっとりまして、望ま

しい農業構造をどのような形で実現していくか、その一助としての、その一要素としての農業者年金という立場からこの年金制度全般について抜本的な見直しをしたいと思います。この点が、とりわけ、現在の農業者年金というものが経営主体にとりまして生涯所得の一部分を形成しているという重要なものでございますので、この部分が弱くなりますと、経営の承継という点で、次の世代に円滑に経営を渡していくという点でやはりマイナスの影響が生ずるおそれもございますので、新しい基本法のもとでこの制度全般につきまして抜本的な見直しをしたいと思います。次第でございます。

○堀込委員 いろいろ検討しなきゃならぬことはあるんですが、今の経営移譲率の低下の問題ですね。私は、経営移譲が円滑に行われる、そして、日本の農業構造がさらに改革をされて後継者にきちんと渡されていく、規模拡大が図られていく、そういう政策があって、農業者年金の果たす役割が果たされて初めて国庫補助というものが理解をされていくんだらう、国民的な同意を得られていくんだらうと思うんです。

経営移譲率が低下しているというのは、そういう意味で農業者年金にとつては非常にやばい問題になることなんだらうというふうに思うわけですが、この要因、たゞいま説明もありましたけれども、どういうふうにかえておられますか。

○渡辺(好)政府委員 二つあるかと思うわけでございます。大きく二つというのは、一つは、相手先が見つからないということなんだらうと思えます。それからもう一つは、元気でまだ働きたいという、社会全般が高齢化してきたということとの関連なんだらうと思えます。

相手先が見つからないというのは、私たちの農業者年金制度の方の、ある意味で言えば、制度の運用なりPRに多少欠ける点もございます。つまり、相手先をどういうふうに見つけていくか、相手先は特定の者だけに限られるのか、いろいろなところがあるのではないかと、いろいろなところをもう少し浸透させればそれが進むということも考えられますので、今回見直し作業をしているわけでございますけれども、どのように円滑に経営を移譲していくか、また、そのことをどのように農業者の方々におわかりいただけるかというふうな、わかりやすい制度に仕組み直しを考えたと思っています。

とをもう少し浸透させればそれが進むということも考えられますので、今回見直し作業をしているわけでございますけれども、どのように円滑に経営を移譲していくか、また、そのことをどのように農業者の方々におわかりいただけるかというふうな、わかりやすい制度に仕組み直しを考えたと思っています。

○堀込委員 実態はそうだと思うんですね。相手先がなかったり、まだ働きたい、こういう意欲があるために経営移譲がなかなか進まない、こういう実態がある、そのとおりだと思います。それから、経営移譲の相手方を見ますと、サラリーマン後継者への移譲が過半数を超えているわけですね。これもやむを得ない側面があることは私も百も承知しているんです。しかし、果たしてサラリーマン後継者への経営移譲が、国庫補助で農業者年金をそこまでやる必要があるのかどうかという議論が起る可能性なしとはいえないと思うんです。

ですから、そういう議論が当然起こってくるというふうにかえられるわけですね。それに對して、いや将来農業を担うサラリーマン、こうですよという理論的な説明がきちんとしてできるようにしておく必要がやはりあるんだらうと思えますが、その辺はどういう論拠を立て、説明をしておるんでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 いわゆるサラリーマン後継者というのは、国民年金第一号被保険者以外の者ということをやわらかく言いかえるために言っておるわけでございます。もちろん、今先生おっしゃいましたように、サラリーマン後継者の中には意欲ある農業者と、言いがたい者もおられますけれども、経営移譲を契機として農業に専業的に従事していくということをして、必ずしも意欲や能力がないともまた言いがたいわけでございます。

全体的な背景としては、担い手不足をバックグ

ラウンドにしてサラリーマン後継者への移譲が多いうわけでございますけれども、今回の制度では、サラリーマン後継者がいる場合であっても、例えば分割移譲というふうな制度もございまして、つまり、半分以上を第三者に移譲すれば高い経営移譲年金を受けられるというふうな制度もございまして、そういったことにつきましても十分御説明をして、できるだけ望ましい農業経営構造になっていくような、そういう誘導を図りたいと思っております。

○堀込委員 要するに、経営移譲をして国庫補助を行っていかなくやこの制度はもたない、その国庫補助を行う場合に、国民的な同意、賛同を得ていかなければならない。要するに、私は、政策年金としての農業者年金、政策目的というものをきちんとして国民に理解されるように立てなきゃならぬというふうにかえられるわけですね。そういう意味で、政策目的として、一体どういう農業をどういうふうにか育てるのか、どういう数育てるのか明確にしないと、なかなか財政支出に対する国民の理解が得られない、こう思うんです。

新基本法とか農政プログラムでその辺はさまざま書いているんですけども、長い文章の中の何かじゃなくて、要するに、政策目標として、日本の農家の経営体をこういう規模の農家をこういうふうにか育てるんですよ、これはもう農業者年金でやっつけたいと育たないんですよ、これは国家にとって大切なことなんですよということをきちんとして、もう少しわかりやすくする必要があるんだらうと思えます。要するに、政策目標をきちんとして置く、だれを対象に、どういう層を対象にこの制度を維持しようとするかということをしきんとしておくと必要があるんだらうというふうに思っています。

基本法でもあったプログラムでもあったり、いろいろなところでいろいろ書いているんですけども、もうちょっときちんとして打ち出す必要があると思うんです。政策目標とかいろいろ明確にして、農業者年金はのために必要ですよということ

とを必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 受給する側から見れば、先ほどから申し上げていますように、リタイア後の生活の糧となる資金、そしてまた生涯所得として他産業並みにするための一つの政策であり、そしてまたそれが、農地の受け手側からすれば、細分化されずにまとまった農地が入ることによりまして規模拡大という農家のメリットにたえられていくということ、まさに構造政策上もこれは極めて重要だということ。あるいは、農地の有効利用あるいはまた農地の集積さらには意欲ある担い手の育成という面からも、この制度というのは、年金という手法を使つた新基本法のもので一つのポイントであろうというふうにかえておられます。

御指摘のとおり、もう少し政策目的を明確にすべきではないかということについては、趣旨としては文字どおりそういう趣旨で合致しておるというふうにか理解をしておりますけれども、先生御指摘のような問題点といましようか、明確にする必要性があると思っておりますので、先ほどから申し上げております農業者年金制度研究会におきまして、年金制度のあり方そのものも、あるいはまた新基本法のもとでの今後の農業政策面から見たインセンティブといましようか、役割というものもきちんとして検討していただいて、それが明確に出せるようにひとつ御議論をいただきたいというふうにか考えております。

○堀込委員 ちょっとここで、制度の見直しに関連して、補完事業のことについても伺っておきたいわけがあります。

いろいろ農業者年金も補完事業をやっているわけですが、耕作目的の農地の権利移動に占める農業者年金関連の割合ですか、これは、第三者経営移譲と離農給付金による経営移譲を合わせ、この制度発足以来約一〇%とお聞きしているわけがあります。一方で、平成九年には権利移動の七〇%以上が貸借による、こういう実態になっております。

とを必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、補完事業で農地等の賃借事業をやっているわけですが、経営移譲の相手方が不足しているという実態がある。特に、離島や中山間地域ではそういう実態があるわけでありまして、借り受けとか保全管理がそういうところでは増加傾向にあるわけでありまして、こうした枠組みもやはり実態に合わせて少し見直さないと、いつまでも制度発足からの仕組みでやっておいてはいろいろな矛盾が出てくるだろう。

あるいは、基金の補完事業のうちに農地等の買入れ売り渡し事業あるいは農地等の買入れ資金の融資事業というのがあるんですけども、これも、農地保有合理化事業とかスーパール資金が整備されて、ほとんど実績が最近はないんだというようなことを伺っておるわけでありまして、あれやこれやいろいろあるんですけども、補完事業全体を見直して実態に合わせていくべき改革を必要としているときに来ているのではないかと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○渡辺(好政府委員) 私は、御指摘のとおりだろうと思います。

構造政策年金と銘打っているわけですが、このままでは、これまで構造政策の進展を補完すべき事業を担わせてまいりました。そういう状況の中で、ほかの制度もだんだんに充実してきたとか、実績がないとか、あるいは非常に好まれる事業があるとか、状況は大変変わっているわけですが、お話しございましたような売買事業などにつきましては、近年は実績がございまして、逆に賃借関係の事業は、経営移譲の受け手が不足をしている中山間地域等を中心に件数が増加をしているわけでございます。離農給付金につきましても、年間五億円の給付で推移というふうな状況にございます。

これらもろもろにつきまして、制度の骨格が変わりますと補完事業についても当然変わってくるというのが私どもの考えでございます。財政再計算とあわせて行う抜本的な見直しの中では、補

完事業の部分も含めて御検討をお願いしているという状況にございます。

○堀込委員 次に、加入者とか新規加入者が減少しているわけでありまして、この問題について質問したいと思います。

新規加入者は、昭和五十九年を境に一貫して減少傾向が続いているわけでありまして、これも実は、前回の財政再計算の前年に総務庁が行政監察に基づき勧告を行っていたわけでありまして、財政再計算に当たっては、実態に即して新規加入者の推計を行うよう求めている勧告があるわけですね。

総務庁の平成六年七月の勧告では、平成四年に公表された新政策において、十年程度後の予想される農業労働力は平成二年現在の約三分の二程度に減少するとされている、このような状況を踏まえれば、実際の被保険者数は平成二年の財政再計算における推計よりも低く見込まれる、したがって、次期財政再計算に当たっては、実態に即して新規加入者等の推計を行い、その結果を踏まえた保険料等の見直しを行うこと、こういう監察結果がありましたけれども、やはり財政再計算時における見直しと実績の乖離がその後も起こっているわけですね。監察においてこういう勧告が行われたんですけれども。

財政再計算時、平成七年ですが、新規加入者数が平成七年は六千人、八年が八千人、九年度は一万八千人、平成十二年以降一万六千人が継続的に加入する、こういう前提で再計算されているわけですが、実績は、平成七年は三千九百八十三人ですが、平成八年が三千九百六十七人、平成九年度三千四百八十一人。実は、再計算時の見直しとは大幅に狂ってきておる。

これも今研究会をやっているようでありますが、この議事録を見ますと、実は平成二年に新政策を打ち出したんだ、このときは他産業と均衡する中核的な経営体を二十五万とか四十万つくるという計算していた、他方で、農業者の年齢構成を考えると年間十万人ずつぐらいリタイアしていくんだ

ろう、そういう期間が十年か十五年続くので、中核になる三十五万ないし四十万の効率的、安定的な経営体が回転していくためには一年間に一万五千とか二万人の新規参入がなければならぬ、ど

多分そうなるだろうと思って始めたけれども、どうもそうもいかなかったということを実は、研究会の議事録を読むと、多分農水省でしょうね、事務局が言っているわけでありまして、十年近いタイムラグが生じているんだ、こういうふうになっているわけでありまして。

これはどういうふうに見たらいいんでしょうかね。実態が大幅に、平成七年の再計算時から普通の狂い方ではない狂い方で来ている、こういう実態があるわけでありまして、余り、新政策とかなんとかがあつてこういうものを立てなければだめだからというところで年金の推計をやる、どうもこういう現象が生じるんじゃないか。やはり年金の再計算というのは、一方で政策があるんだけれども、財政が伴う話というのはもうちょっとシビアにやる必要もあるんじゃないかという印象も持つんですが、この加入者数あるいは新規加入者の減少についてどういう見解をお持ちか、ここ

でちょっと伺っておきたいと思ひます。

○渡辺(好政府委員) 数字は、先生が御指摘ございましたそのとおりでございます。

平成七年の財政再計算のときに直近の新規加入者数が七千人強あつた、それから新規就農者数がやや増加する傾向にあつたということも頭にございまして、言ってみると、トレンドの一面を意欲的に見込んだというのが一番大きい原因だと思ひます。

それから、農業構造全般の問題として、年間十万人のリタイア、十年で百万人。そして、望ましい農業構造を実現するためには年間一万五千人ぐらいの新規参入者が必要だ、これは可能であるというところが根拠にあつたのも事実だと思つております。そういう点で、現状はそうならないということから、相当、新規就農者の数もそうでありまして、新規加入者の数もそうであるという

ことで、大変な乖離が起きているわけでございます。

ただ、それでは、少なくとも新規に加入する方々だけでもしつかり押さえたかどうかということになるわけでございますけれども、その点につきましては、私どもも、農業委員会を通じてアンケート調査を行いました。その中で、では何で加入をしないんだということについて、農業者年金に魅力がないという方が四分の一ぐらいいらっしゃる。それから、農業者年金のみならず年金制度全般にわたつて将来に不安があるというものが二割、それから、保険料の負担が苦しいという方が約一九％、二十年以上加入できるかどうか不安だという方が一六％。こういうところを一つ一つクリアしていかなければならないわけでございますけれども、現状といたしましては、加入促進について、農業委員会やJAを通じて、その率を引き上げるというふうな努力をいたしております。

さらに、制度全般について、負担の問題、魅力の問題、そういうことにつきましては、次の抜本的な見直しの中で、農業者が、この制度あつてこそと思うようなものにするべく再構築をしたいと考えております。

○堀込委員 なかなか深刻な事態だということがわかるわけでありまして。

それで、これはどうなんでしょうか、そういう努力はする、そして研究会の結果を含めて制度も手直しをしていくことがあつては、そのうはいつても、今後の加入見通しなり政策の目標というのはい体どういうことになっていくんだろうか。

構造改善事業課が新たな経営構造対策研究会に資料を出していますが、ここでも、やはり年間一万三千ないし五千の新規就農者を確保する必要がある、こういう記述をしているわけでありまして、これはやはり、政策年金として農業者年金があるので、どうもこの数字というのは譲れないんだみたいな印象を受けるわけでありまして。

そういう意味で、効率的、安定的な経営体の目標として、個別経営体、個人で三十五ないし四十万、組織経営体で四、五万を確保するために、どうしても年間二万三千ないし五千人の新規就農者が必要なんだ、こういうことは、もう農水省の考え方として、あるいは願望としてよくわかるんですが、今までの実績を見ると、どうもそうもいかないし、これからいっきそうもないねというように感じを実は持たざるを得ないんですね。

そういう意味で、今後の加入者の見通しというのは、一体これはどういふふうに見たらいいんでしょうか。その辺を一つお聞きしたい。

それから、農地の流動化とか経営規模の拡大を目的として、昭和六十一年にいろいろな制度をいじってきたんです。加算つき経営移譲年金制度を創設した。それから、特定譲り受け者の移譲と被用者年金被保険者であるサラリーマン後継者への移譲の場合に格差を設けたり、いろいろなことをしてきた。にもかかわらず、新規加入者のうち、九割が任意加入者である、後継者だと。平成十年では、そのうちサラリーマン後継者が六・四％だ、こうなっているわけでありまして、農業経営の近代化、中核的経営体による効率的、安定的な経営体を確保しよう、それは、個別経営体で三十五万ないし四十万だよ、組織経営体で四、五万だよ、したがって、毎年一万三千ないし五千人は要するんだよ。これは、政策的にはよくわかるんですけども、なかなか実態として確保していくのは大変なんじゃないかという感じがしますが、どう見えていますか。

○渡辺(好)政府委員 確かに、計算の上で、必要な新規就農青年が一万三千とか一万五千ということとをこれまで私も申し上げた経緯がございます。また、そのぐらいの方がいらっしゃらないと、日本の農業構造が望ましい状態になっていかないということも考えられるところでございますけれども、一方、青年農業者の就職動向について見ますと、これは明らかに、最近右肩上がりになってきております。御案内だと思いますけれども、三十九歳以下の新規就農青年の数は、平成二年を底にいたしまして平成九年まで次第次第に上がって、平成九年では九千七百八人という状況にございまして、それから、他産業から、他の分野から農業に就業される方々も大変ふえてきております。新しい基本法のもとで多様な担い手を育成するということを大きな柱にいたしております。多様なルートから幅広く、こういった農業に着業する方々の数はこれからふえていくだろう、また、そのための施策も強化をしなければいけないと思っております。

もう、三十九歳以下の新規就農青年の数は、平成二年を底にいたしまして平成九年まで次第次第に上がって、平成九年では九千七百八人という状況にございまして、それから、他産業から、他の分野から農業に就業される方々も大変ふえてきております。新しい基本法のもとで多様な担い手を育成するということを大きな柱にいたしております。多様なルートから幅広く、こういった農業に着業する方々の数はこれからふえていくだろう、また、そのための施策も強化をしなければいけないと思っております。

そういうふうな全体としてのパイがふえる中で初めて農業者年金に加入をする新規加入者の方々の数もふえ、安定をするということだと私は思いますので、日本の農業構造全体としての新規就農者の確保と、その中で、どれだけ高い歩道で農業者年金に入ってもらえるような農業者を支援していくかということに努めなければならぬ、そういうふうな思いです。

○堀込委員 次に、未加入者の問題であります。さっきもちょっと、農業団体等にも努力してもらいながら加入促進してまいりたいという答弁があったんですが、実は、加入資格者三十六万四千人のうち七万人ぐらゐが未加入だ。これも、平成八年に会計検査院の決算監査で、長期未加入者が相当数あることを指摘されているんですね。この検査報告では、二十六道府県二百三十三市町村のうち、三年以上長期未加入者は二百市町村、二千八百七十八人、未徴収保険料相当額は約十一億八千二百三十二万円、こういう指摘がされております。

そのほか、平成六年の総務庁の行政監察に基づく勧告だとか、その後会計検査院からも改善処置要求が出ています。やはり、この加入促進業務の充実というのは大変なことだ、いろいろな社会的な批判を浴びないためにも、ちゃんとやる必要があるんだろうと思えます。未加入者の対策はなかなか難しいんだろうとい

うこともよくわかります。認定農業者で未加入者のアンケート結果を農水省で出していますが、要するに、保険料負担に比べて余り魅力がないんだという農家の大きな声が一つある。それから、自分が将来二十年以上もこれを掛けていけるかどうか、資格を得るまでやっていけるかどうかという不安などが大きな要因に出てくるわけでありまして、つまり、農業の中核的担い手としての位置づけにいる中核農家ですらそういう感じを持っている。

これはどうなんですか。掛金も二万四千四百十四円ですか。国民年金の掛金が実は今一万三千三百六十円になるわけでありまして、国民年金と農業者年金の掛金を合わせると年間四十一万程度、保険料をそのぐらゐ納める必要がある、こういう実態になっている。

農協などの窓口聞いてみると、なかなかそれできないような事態の人すら実は出ているということもお聞きをしているわけでありまして、サラリーマン年金、厚生年金なんかと違って、企業から差し引く制度と違いますからなかなかこれは集めにくい、加入しにくいというのはよくわかるのです。

そういう意味では、これからこの対策をしっかりとやると同時に、農業者年金が魅力ある制度、農家にとって入っていきやすい制度にするために、今度の改正では抜本的な仕組みを、例えば、これは何年掛けて幾らもらえるかわからぬものだからなかなか入りにくいということがあると思うのです。

例えば、今民間では、六十歳なり六十五歳まで掛ければ、あと生涯、月額三万円の定額年金があるとか、いろいろな商品、これは農協なんかでも持っているわけですね。そういうのだと非常にわかりやすいわけですね。なかなか農業者年金がわかりにくいのがゆえに、あるいは掛金が高いがゆえに入りにくい、農家に魅力がない、こういうよう

な指摘がされているわけですが、この対策、何か考えておるでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 幾つかの御指摘があったわけでございます。とりわけ、中核的農業者も含めまして、農業者御自身が農業者年金に対してどういう思いを抱いているかというアンケートの結果は重く受けとめなければならないと思っております。

その中で、農業者年金に魅力がないという問題、それから保険料負担が苦しい、そして二十年以上加入できるかどうか不安といった事柄は、この制度自身の再構築をするときの非常に大きな検討のポイントだろうと思っております。

それから、わかりにくいという点につきましても、確かに、現在のような物価スライドや所得スライドをするというふうな中で幾らもらえるのかがわからないということと同時に、制度自身の運用が非常に複雑であるということも含めまして、外側からどうもすっきりしないという点はあるわけでございます。

先生御指摘ありましたように、例えば民間の商品ですと給付が確定をしているというふうな商品、これは非常にわかりやすいわけですが、でも、では年金の収支バランスを考えたときにそういうやり方ができるのかどうか、あるいは積み立てただけでも戻してもらいたいというふうなやり方をとるのか。つまり、積立型をするのか、それとも物価や所得に合わせて、現役の世代がリタイアをした世代の全般にわたっての負担をしていくというふうな仕組みをとるのか。

非常に年金制度全体が高齢化社会の中で、また金利が低いような時代の中で大きな問題点をたくさん抱えておりますので、そういうことの全般にわたってこれから深く検討したいと思っております。

○堀込委員 それで、そういう問題があるわけでありまして、一つは、加入者をふやすために、例えば加入要件の緩和というようなことが検討できないのだろうか。

例えば経営移譲要件、幾つかあるわけでありますが、こういうことを緩和して少し入れる要件を広げる。あるいは二十年という支給期間、これは少し無理かもしれぬ。資格期間、こういうものも検討したり、それから空期間というのがあるのですけれども、これが最高五年まで認められているという実態がありますが、こういうものについて少し、どうせ勤め人になったりまた戻ったりという、こういう時代ですからいろいろあると思いますが、例えばそういうような制度をいじってもう少し入りやすくする、加入要件を緩和する、それではまあ入っていいこうみたいな制度にする必要があるのではないか、こういうふうにするのですか。

○渡辺(好)政府委員 これまでも随分いろいろ工夫をしまっていました。ただ、資格期間として二十年を縮めるということになりますと、それはまた逆に言いますと給付水準の確保のところに引き着いてしまうわけでございます。

そこで、二十年という期間を持ちながら、二十年を達成するために、今先生がおっしゃられた空期間制度、これは、その期間は空というのではなくて、空期間を通過して二十年間というふうな、資格を付与する期間というふうにお考えいただきたいというのです。

農業者年金に加入をした後被用者年金に移ったときに、その期間をどういうふうに扱うかということ、今の先生の五年という事例もあるわけですが、それ以外に、例えば農林漁業団体の役員になっている期間とか、農産生産法人の構成員の期間とか、こういったものについては無制限に空期間として通算をできるような制度をこれまで平成二年あるいは六十年改正でやってきたわけでございます。この制度全体を魅力あるものにするために資格を緩める、資格を緩めると今度は給付される額が減るといふような循環の中にもあるわけでございますので、そのバランスをどうするか、そのバランスの中でどういう魅力をつくり上げていくかということのすべてにわたりました。

で、やはり検討しなければならぬ時期だと考えております。

○堀込委員 もう一つ、支給停止要件というのが幾つかあるわけでありまして、この問題について、実は支給停止者が年々増加をしている。今、九万三千人ぐらいいすかに達しているわけでありまして、受給権者の一三・七％に上っているという実態があるわけでありまして。

実は、この支給停止要件の緩和については、昭和五十一年の改正以来五回も法改正をして緩和の措置が講じられてきているわけでありまして。しかし、にもかかわらず、実際には支給停止者数が増加をしている、こういう実態がございます。

その事由で最も大きなものが後継者移譲した農地の返還によるもので八割を超えている、こういうふうにお聞きをしているわけでありまして。私も実態を聞いてみますと、大概が住所変更、つまりサラリーマンが転勤したりいろいろしてしまつて条件が合わなくなつた。転職、転勤という問題があるわけでありまして。

せっかく途中で掛けてきたものが支給停止になるわけでありまして、今日の農業、農村のさまざまな情勢の変化を考えると、五回もやってきたのですが、さらにこの見直し、緩和策を検討すべきではないか、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 現場からの声の中では、支給停止という制度が加入促進の阻害要因となっているという指摘も非常に強いわけでございます。私どももこういう方々の御意見を研究会等の場で伺っております。

ただ、このところは、結局のところ農業構造を好ましい形に持っていくというのが年金制度の究極的な目的なものですから、ある意味で、二つの条件が相反する一番接点になっているところでございます。それを緩和するために、今おっしゃいましたような連年にわたる支給停止除外理由の追加、こういうことになるわけでございますけれども、それを行ってなおかつ現在支給停止率が年々

増加をして、平成十年度では一四・二％の方が支給停止。さらにそのうちの大半の理由が、後継者に貸して経営移譲した農地が戻ってくる。そのま理由がサラリーマン後継者であつて転勤に伴うもの、こういう状況にあるわけでございます。

さて、望ましい農業構造に持っていくための措置と支給停止という加入促進の阻害要因とどう調和をさせていくかということとはなかなか難しい問題でありまして、もう少し時間をいただきます。どこまで緩和できるか、またどういう状況のときにそれがいいのかというふうなことを勉強したいと思っております。

○堀込委員 確かに、加入者数をふやさなければいけない、しかし一方では、政策年金として社会的に理解の得られるものにならなければならぬということ、難しいことはよくわかりますが、ぜひ検討をいただきたいと思うわけでありまして。

女性加入者の問題、先ほども質問があつたようであります。平成七年改正で配偶者の加入に道が開かれたわけでありまして、平成八年に千六百二十三人、平成九年に千二十四人が加入しているのです。女性の加入者は今一万六千人ぐらいいるのですか。

今、女性が農業従事者の五七・三％、二百三十七万人を占めている。そして、経営構造の対策研究会でも女性による経営の開始ということが高らかにうたわれているわけでありまして、そういう意味では、女性に年金制度に加入してもらつて、そして年金制度による女性の老後保障を考えていかなければならぬわけでありまして、実は現在、一ヘクタール以上という条件がございます。これは農業団体等からもお聞きになっていると思ひますが、緩和できないものかという話があるわけでありまして。

そういう意味で、この一ヘクタールの問題を含めて、女性加入者がさらに加入しやすい制度改正、これは何か検討の道はあるでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 緩和ということになるのか、それとも男女平等、同資格ということになり

ますと、お二人で一ヘクタールの配偶者同士というところになりますと、これは五十アルと五十アルでございますので、それをどちらかに割引をするというところは果たして男女平等、同資格という点からいのかどうかという問題もあるわけでございます。女性も一人前の経営者という観点で私どもは制度の道を開きましたので、家族協定の中では、収入の帰属それから経営についての両者の参画、そして移譲するときも両者で考えるということ、御夫婦二人一人がそれぞれ一人前の経営者であるということも要件に配偶者加入の道を開いたわけでございます。ちょっとこの一ヘクタールというのを緩めるということになれば、それはもとに戻つて五十アルというところも手がけなければならぬということになりますので、難しい点がございます。

ただ、一方で女性の加入、とりわけ配偶者の加入をふやさなければいけないというのは現実の問題として重要でありますので、この点につきましても、今後、家族経営協定の普及と同時にいろいろなPRをする、さらには制度全般の中で女性をどう位置づけるかという研究をしたいと思っております。

○堀込委員 保険料の収納率の低下の問題であります。収納率が非常に低下して、平成十年度、単年度収納率が七・四％、累積収納率が八・八％に落ち込んでいます。

これは、平成八年の会計検査院決算検査報告で、二十六道府県二百八十八農協のうち、二百七十一農協で長期未納者五千六百六十八人、八年度末で保険料約十四億四千六百六十六万円が時効のため徴収不可能となつた、こういう指摘もなされているわけでありまして、収納対策、そういう指摘も検査報告でされてはいますが、どういう対応を考へておられるでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 これは大変頭の痛い問題であります。とりわけ最近、収納率が連年下がっているところ、大きな問題がございます。

昭和五十二年当時は九一％ぐらいいつた収納率

が、現在は七七%というところまで来ております。これにつきましてアンケート調査を実施いたしましたら、なぜ納付できないのかという点は、大きな点は二つでございます。農業収入の低下によって保険料納付の余裕がない、これが四分の一。それから、保険料が年々高くなり、負担が過重である。いずれもお金の負担の面からこのことが生じているということでございます。

保険料の収納促進については、農業者年金基金と農業委員会とが相協力をして、きめ細かい作業をしているわけでございます。前納制度は割引による恩恵が受けられますし、それから自動振替方式等もございまして、長期未収納者に対しては戸別訪問をするというふうなこともありますけれども、なかなか決める手はない。それは年金の設計全体にかかわる問題でありますので、そういう中で例えば罰則を強化すれば済むというふうな話でもございませぬから、制度全体の設計の中でこの問題は解決策を模索するしかないと思っております。

○堀込委員 農業者年金、法案の質問は以上させていただきます。

経済局長、お見えですね。

ちよつと法案とは離れますが、今、年金改正法案が閣議決定され、国会審議の段階になろうとしているわけでありまして、農林年金の方の法改正の問題、当然これと並んで提案をされる、こういうことになるのだらうと思っております。

もう一つ、厚生年金との統合問題の状況はどうなっているのか。その際、農林年金の職域年金部分、これの対応策をどう考えておりますか。御説明をいただきたいと思っております。

○竹中委員 政府委員、いわゆる農林年金でございますが、農林漁業団体に勤務する職員についての共済年金制度でございます。最近の農協系統組織の再編などに伴います組合員の減少等を踏まえまして、農林漁業団体としましては、厚生年金との統合を要望しているところでございます。

この農林年金の扱いにつきましては、平成八年

の閣議決定というのがございまして、そこで、構成団体の組織整備の進展が制度基盤に与える影響を踏まえつつ、財政再計算時に将来の財政見通し等について分析を行い、被用者年金制度全体の中における制度の位置づけについて検討を行うということにされております。また、被用者年金の再編成を進めるに当たりましては、社会保障制度審議会におきまして、財政再計算時に財政状況の検証を行うということにされているところでございます。ことしはその財政再計算の年に当たるわけでございますが、お話しにございましたように、農林年金法につきましては、厚生年金法の改正案とともに、昨日、国会に提出されたところでございます。

今後の農林年金のあり方につきましては、まず、この制度改正の実現を踏まえまして、その上で財政再計算を行いますとともに、お話しにございました職域年金部分の問題も含めまして、今後、関係省庁と連携を図りながら具体的な検討を始めていきたいというふうに考えております。

○堀込委員 終わります。

○種積委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時一分開議

○種積委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。木村太郎君。

○木村(本)委員 大臣初め皆様方、朝から御苦労さまです。既に午前中お二方が質問に立たれておりまして、重複する点もあらうかと思っておりますが、よろしくお願いしたいと思っております。

今回、農業者年金制度一部改正ということですが、午前中の議論にもありましたとおり、大事なことは今後の抜本的改正ということになっていくわけでありまして、また、既に農林水産省、厚生省と一緒に研究会を設けて、ことしの

秋ごろまでには意見をまとめて、来年の通常国会での抜本的な改正に向けて議論を進めていきたいという考え方をもちたいようでありまして、二〇一〇年度の実施を目指していきたいというふうにもお伺いしております。しかし、一九七〇年、この制度が発足して以来、それこそ本格的に、抜本的に議論していくことは今回初めてだと思いますし、そういった点を踏まえて御質問してまいりたいと思っております。

まず、今の農業者年金制度の状況という現状というものをどのようにとらえているのか、お伺いしたいと思います。

もう既に現在三十万人の加入者で、しかも平成十年度でも二千六百三十人しか新規加入がされていない、加えて未納者も増加している。なぜこういう状況になったのか、その要因をどのように分析しているのか。また、単純に、率直に考えたい場合に、なぜこういう状況に至ってから見直した入るうとしていいのか。これは農業者年金に限った話でありませぬけれども、もっと前に抜本的な改正というか、取り組むようなことが必要であったのではないかなというふうに思いますが、お答えをいただきたいと思っております。

○中川国務大臣 農業者年金制度は、これまで何回かにわたって、財政再計算時に、年金財政の長期安定化を図ることを基本とするために、保険料の引き上げ、あるいは国庫補助の追加等により年金財政の安定を図ってきたところでござい

ます。しかし、財政は、新規加入者の大幅な減少、保険料の納付率及び運用利回りの低下等から、必ずしも財政再計算のスキームどおりに運営されておられませんで、極めて厳しい状況になっているというの、先生ただいま御指摘のとおりでございます。

今までなぜやらなかったかということでございますが、一つは、財政再計算、五年ごとにやるということが一つの大きな節目である、それが来年行われるということございまして、そういうときに抜本的な改正をやるということ。そしてまた、し

かし今回の改正は、基本法のスタートということでございます。基本法の精神といましようか、目指すべき方向に向かってスタートを切った時期でございまして、それとの関係において、こういう形の改正といましようか、据え置きをとりあえずさせていただきまして、抜本的改正に向かっていきたいと考えております。

そのために、国会での御審議、そしてまた農業者年金制度研究会で検討をさせていただいておりまして、抜本的な改正に向けての準備作業を今やっておるという状況でございます。

○木村(本)委員 これは農業者年金に限った話ではありませんけれども、年金制度というのは世代を超えて、ある面では息の長い政策だとも思っておりますし、農業者年金もまたその考え方が基本にあるうかと思っております。しかも、公的年金としての継続性確保ということ、これはやはり今までも基本にあってたろうし、またこれからはますます重要だと思いますが、仮に抜本的見直しに向けてのこの基本的な思いをどのように大臣は考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○中川国務大臣 年金制度は、世代間の非常に長いタイムの安定性、継続性というものを確保しなければならぬという制度でございます。

しかし、農業をめぐる情勢、例えば担い手の減少、高齢化、あるいはまた先ほど申し上げたような農業者の年金をめぐる直接的な状況等制度創設時から大きく変化をしております。このような状況の変化は、現役世代が引退世代を扶養するという年金制度においては保険料の上昇につながり、給付と負担というバランスが悪化をしていくというふうになります。

したがって、何としてもこの趣旨を踏まえた年金制度を健全なものにしていくために、年金財政上の問題もございまして、制度上の抜本的な改正は不可避であるというふうに考えておりまして、継続性確保も含めまして抜本的な検討、そして改正を、先ほど申し上げた研究会で今御議論いただいておりますのでございます。

○木村(△委員) 基本的なことをお伺いしたわけですが、今大臣の答弁にも何度が繰り返して出てきた、制度上の抜本的な検討をしていくということとであります。

今研究会の方でも検討に入って、先ほど私が言ったように、ことしの十一月、秋ごろまでに意見をまとめていくということとありますので、もちろん、現段階でこうなりませう、あななりませう、こうしたというふうな断言するような言い方はなかなかできないかと思ひます。ただ、既に検討にも入っているということも踏まえて、ぜひ方向性ということも少し確認していきたいと思ひます。

よつて、幾つか私自身の思うことを具体的に聞いてまいりますので、お答えをいただきたいと思ひます。

まず、二十年以上の加入継続が受給要件になっていますが、農業者が広がっているのは、やはり農業の先行き不透明感ということが大変大きく今現在もあろうかと思ひます。もちろん、先般我々が議論した新農業基本法、これをまた土台にそういったことを払拭するためにも努力していくのは当然でありますけれども、例えば仮の話ですが、加入期間を十年間と短くしても、その期間に見合った年金を受給できる仕組み、つまり受給資格期間の改善というものもやはり大きく議論していかりではないかな、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 受給資格期間二十年ということに關しまして、二つお答えをしたいと思ひます。

一つは、やはりこの年金は構造政策を進める政策年金でありますので、言ってみれば農業者らしい農業者というものを対象にするということが大前提でございます。したがって、農業者らしい農業者といった場合に十年という期間でいいのかどうかという問題が一つございませう。

それからもう一つは、財政バランスとの關係で、加入期間を短くすればその分だけやはり給付

水準の低下ということになりかねないわけでございますので、単独の年金としてある程度の給付水準を確保するという必要性があるわけでございます。

ですから、ここら辺をよくよく勘案して、農業者年金として年金、この両方の側面から検討しなければならぬ問題だろつと思つております。

ただ、現況でも、二十年というのは、完全に二十年連続してということではなくて、空期間というものを設けて、一度中断をしたけれども、再加入の場合にはそれを期間として通算するというふうな措置もとられていてございませう。

この問題も、まだ検討項目を整理した段階ではございませうけれども、この研究会のテーマの一つとして今後検討の対象にしていきたいと思つております。その場合であつても、やはり制度の根源である構造政策としての目的、効果というものを外さないような方向で議論したいと思つております。

○木村(△委員) もちろん、払う立場というか加入者の立場、納付の責任もあろうかと思ひますので、私、今仮に十年だとすれば、その十年に見合ったお金を将来返ってくるということとは、単に時間だけを短くすればいいという意味でなくて、やはりそういうことも踏まえてぜひこの研究会等でも議論する大きなテーマにしたいだけではないかと思つております。

次に、また具体的に聞いてまいります、やはり加入している方々の声を聞きますと、将来とも受給できる、いわゆる年金水準というものが本當に維持されていくのかどうかという不安が大きいようであります。国民年金と他の年金部分の議論も続いている中で、何となく年金水準そのものもだんだん小さくなっていくような不安がありまして、この農業者年金についてもそのことを心配する方が多いように私自身は受けておられます。

ですので、ある面では、こういった不安に対応するためには、やはり財政基盤のいわゆる長期安定というものも必要になってくるだらうし、ある

いはまた、農業者が適切に受給できる、安心して加入できる制度というものを抜本的なこの見直しにおいて構築できるかどうかということが大事になつてくると思ひます。

実際、今でも八百億円の国庫負担があるにもかかわらず、収支ということからいくと三百億円の赤字になつていくのが現状の姿だ、こう考えても大変きつというのか厳しい状況だと思ひますし、これをどのように打開していくのか、本當に大きなところだと思つております。

財政基盤の安定性確保ということでお伺ひした場合に、どういった思いを今現在お持ちか、お答えいただきたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 今御指摘のありましたとおり、農業者年金につきましては、最近の数字でいへば、国庫負担七百六十九億圓という大変な額に上つていくわけでございます。いわゆる一階の基礎年金部分は別にいたしまして、二階の部分の年金に国庫の助成があるのはこの農業者年金だけでございませう。それは、とりもなおさず、この年金が構造政策を進めるための年金ということで支出をされている、負担をされているということなわけでございます。それによつて、経営移譲部分について、言ってみれば老齢年金よりもずっと高い年金水準を保障しているという状況にあるわけでございます。

ただ一方、老齢年金部分だけを見ましても、相當に成熟度の上昇、二五%という中で、財政計算上は現状の仕掛けのままでは到底バランスしないというふうなところまで到達をしております。これから先、制度の安定性というものを考えていく上では、政策目的を一体どこに置いてどういふシステムができるかということがはつきりいたしませんと、現況のままでは安心をなさない、国庫の助成がふえますよということでは、制度としての目的もなかなか完遂できないわけでございます。そこで、そこら辺を頭に置きながら、どうしたら政策目的にそぐう年金制度となり、どういふシステムであるならば安定性が高まるかということをお勉強

したいと思つております。

○木村(△委員) 安定性ということをお考えた場合、最近新聞等にも出ておりますが、また私自身もよく声として聞きます。特に農業者団体、団体という組織の方からも聞くわけですが、いわゆる積立方式にすべきでないかという声が団体等から最近急速に大きくなつてくる感を持っております。それは、加入者の掛金安定を求める意見というふうにも思つておられます。もちろん、先ほど来言つておられるとおり、今検討している最中でありませうけれども、いわゆる積立方式にすべきというふうな今現在大きくなつてきている意見に対して、何か農水省として印象というかあるいは何らかの考え方があつたのかどうか、お伺ひします。

○渡辺(好)政府委員 農業者年金を現行の賦課方式にかえて積立方式にすべきだという御指摘が農業者の間からも出てくることは承知をいたしております。これは一つの考え方だらうと思ひます。といひますのは、御自分の将来のために御自分が、言ってみると今から貯金をしておく、そして、それに利子、運用を加えて、その分だけは少なくとも将来手にすることができ、こういう方式でありますので、そういう点では一つの考え方だらうと思ひます。

ただ一方、現況は賦課方式をとつておりますので、この賦課方式を積立方式に切りかえるということになりますと、賦課方式というのは、現在の加入者がリタイアをした方たちを支えているわけですので、その分の負担をまわすしなければいけない、加えて、御自分の将来の分をさらに保険料の形で拠出をしなければいけない、俗に言う二重の負担というものが生ずる可能性が大であります。これが最大の問題でありまして、これを乗り越えてなおかつ積立方式をとるのかどうかというの、もっとよく勉強し、多くの方々の御意見を聞いた上でやらないと、負担は当面二重の負担になるといふこととございませうので、その点をもう少し勉強する必要がありますと思つております。

○木村(本)委員 そこで、今度は保険料ということにちょっとお伺いします。

農業者年金の保険料は、平成元年のときには一万三千円であったのが、平成十一年で二万四千四百四十円。国民年金で見れば、平成元年のとき八千円であったのが、平成十一年では一万三千三百円だ。国民年金と比べた場合、保険料が同じ時間的な経過の中で大幅に上昇している印象をやはりだれもが持っていると思います。それがあつた面では負担感を強くしたこともなっているのかわかりませんが、それがまた未納者の増加につながる要因の一つにもなっているかとも思われますが、八千円が一万三千三百円になった、一方で一万三千円が二万四千四百四十円になった、なぜこういう姿になったのか、ちょっと御説明いただけないでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 年金の基本的な保険料の額の計算というのは、将来にわたって財政が均衡するというのが大原則でありますけれども、それに加えて、他の公的年金とのバランスというのことも考慮しながら決めていくわけでございます。

現在の月額二万四千四百四十円、これを据え置きたというところで御提案申し上げているわけでございしますけれども、アンケート調査によりますと、やはり月額二万円を超える保険料はやや過重だという声加入者から出てきております。

単独で農業者年金の保険料二万四千四百四十円が高いということと同時に、農業者というのは自営業者の扱いになっておりますので、御自分の国民年金を払い、配偶者の国民年金を払い、その上に農業者年金が乗る、そういうふうなことになるておりますので、世帯全体としての負担感が非常に大きいということも影響しているんだらうと思ひます。

一方、サラリーマン世帯の場合ですと、事業主の保険料の半額負担ということもございしますので、そういう点も影響しているかなと思ひますが、根っこにありますが、やはり冒頭申し上げた、成熟度二五％という中で財政計算がなかなか

かうまくいかないところから、どうしてもこういった保険料が出てきてしまうということでございます。

この保険料の水準をどうするかということも、次の財政計算の中で大きな課題でございます。

○木村(本)委員 国民年金も、未納者という保険料を納めない人がふえてきているわけでありすが、それ以上に、一番最初に言った、農業者年金の姿も、加入していた人の数も減ったし、また新規加入者も減ってきているし、また未納者もふえてきている。単純に考えても、国民年金以上に農業者年金の姿が、悪循環が顕著になってきたからこそまたそういう姿になってきたらうし、また、それを少しでもカバーするために、保険料も、国民年金に比べて、同じ時間の中で比べても大幅に上昇してきたのかなという印象を持てているのですが、いかがでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 悪循環という御指摘ですけれども、結局、そういった加入者数とそれから受給者数との大差なギャップですね。国民年金でいえば、恐らく成熟度というのは二五％ぐらいでしようし、我々が入っている国家公務員の共済でも成熟度は五〇％ぐらい。つまり、二人が一人を支えているという状況なんですけれども、この農業者年金の場合には一人が二・五人を支えるというふうな状況でございます。そういう点から、ますます財政計算の仕方が難しくなっているというのことは事実であります。

保険料がやや過重に思われるという中で、農業経営との兼ね合いもありますけれども、なかなか保険料が払い切れないという悪循環をもたらしているという側面は否めないと思っております。

○木村(本)委員 そこで、今後の保険料の姿をどう考へているかということをお聞きしたいわけであります。

例えば、現場では、いわゆる経営移譲しない老齢年金を考えた場合に、払い込んだ保険料の最低で六割から七割しか受給者に戻らないという声も聞いております。せめて掛金が戻る仕組みをつく

るべきでないかというような声がこれまで大きくなってきているような感があります。さきに触れた積立方式ということも関連してまいりますけれども、現時点でその辺の考え方があればお聞かせください。

○渡辺(好)政府委員 今、先生、前提を置いて御指摘がありました。

我々の方でも、こういった種類の計算をしますときにはいろいろな前提を置くわけですが、例えば、物価スライドは今後しないんだ、所得スライドもしないんだ、ゼロ％と置くんだ、そして経営移譲部分は受け取らないんだ、老齢年金部分だけ受け取つてというふうな設計になりますと、今の財政バランスでの計算でいえば、先生のおっしゃったような事態も想定されないわけではないわけですが、一方、物価や所得のスライドがあつて、しかも経営移譲の年金を受け取るということになれば、現在の見通しでも、掛金に比べて相当に高い水準の年金を受け取ることがこれまで可能なかつてございます。

いずれにしても、この問題は、現状の仕組み、つまり賦課方式ということとかかわつてまいります。先生がおっしゃったように積立方式でやれば、大変な物価スライド、所得スライドはないけれども、少なくとも掛けた分だけは保障される。そのどちらを選ぶのかということをもう少しじっくり考えなければならぬわけですが。

それに加えて、先ほど申し上げましたように、移行するということになれば、賦課方式のもとの負担と、積立方式に伴う負担と、二重の負担になるというところは十分留意してかかる必要があると思ひます。

○木村(本)委員 ぜひ検討をしてほしいと思ひます。

次に、男女別でちょっと考えてみたいと思ひます。

男女別の加入状況を見ますと、もちろん、平成八年の制度改正によって加入資格を取得して加入した方というふうになっておりますが、平成十一

年、ことしの三月末で、全体で二十九万三千八百六十七人が加入しているようでありすが、そのうち、女性の加入者は三千二百九十一人にすぎないというふうにも聞いております。

しかし、実際、女性の農業生産にかかわる姿というのが労働力の視点から見ても大変大きなウエイトを占めているのは、これはだれもが認めているところだと思ひます。よつて、女性の加入要件の緩和、あるいはまた、例えば遺族年金の創設など、女性に一種思いをした制度の充実の要請がこれまで高まってきておるものと思つております。

ある声として、例えば夫婦加入したときに、国民年金と農業者年金の合計保険料というのが年額約八十万円ぐらいになる。家計的にも決して小さい額とは言えないで、大変負担の重さというのを感じているという声を聞きます。一個人というよりも、その世帯全体での負担が大きくなって未納者もふえてきているのではないかとというような先ほどの答弁もありました。

よつて、こういうことに対しても、割引等の優遇措置というふうなことも、ある面では制度拡充という観点から必要になってくるのではないかなというふうにも思ひますが、いかがでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 女性の加入の問題と、それから家庭全体としての負担の問題と、この二つあるわけでございます。

女性の加入の問題につきましても、先生から御指摘がありましたように、七年度の改正で配偶者の加入の道が開かれたわけですが、この配偶者の加入の前提となつておりますのが、家族経営協定の締結でございます。

この部分は、やはり年金の方から制度をどういうふうにつくつたので家族経営協定をいうこともさることながら、日本の農業経営自身の中において女性が六割の地位を占めているにもかかわらず、経営内においてそれだけの地位を占めるにまだ至っていないというそちらの方をもう少し、時間がかかるかもしれませんが、改善をして

いきませんと、家族経営協定というものが広範に定着するまでにならないだろうと私は思います。

もちろん、年金のサイドからそういう浸透PRをいたしまして、配偶者にも大いに入っていたが、また、そのためにどういうふうな仕組みが今後とり得るかというところは研究をしたいと思っています。

それから、家庭全体としての負担、確かに、夫の国民年金の月負担が一萬三千七百円、妻が一萬三千三百円、それに夫の農業者年金二萬四百四十円を入れて四萬七千四百四十円、そこに配偶者が乗れば、月の支払いが七万円近くなるわけでございます。そうなりますと、ちょっと二の足をというところもあるかもしれませんが、その場合には、今度は配偶者が、世帯主といましようか、夫と同様に農業者年金を、例えば経営を移譲すれば加算つき経営移譲年金というのを受け取れるわけでございます。当座の掛金の問題と将来の問題と、どういふふうに浸透、定着ができるか、これも勉強したいと思っています。

○木村(大)委員 大いに検討していただきたいと思ひます。

関連して聞きますが、実は私、質問いたしますと地元の例を引き出すことが多いわけでありすが、ちょっと地元の例を紹介したいと思ひます。

私の方に金木町という町があります。ここは、太宰治のふるさとでもあります。最近では吉幾三さんのふるさとでもあるのですが、実は、この金木町で、青森県では初めて、全国では九番目になる、女性による農業者年金協会というものを発足したのであります。ファーマーingleレディーズさくらという名前をつけてその協会をスタートさせたのであります。ちょっと新聞の記事から読み取ったのですが、経営者としての地位、役割の明確化、老後の生活安定と福祉向上、あるいはまた、加入者相互の交流を目的にして、そして具体的な活動としては、例えば研修観察あるいはまた家族経営協定の研修会、あるいは、農業者年金に

対しての加入促進のためのPR資料の作成、それをまた配布、戸別訪問する、あるいはまた、交流会等を通じて、農業者年金制度、特に女性の加入に思いを注ぎ、普及と加入促進に取り組もうなどなど具体的な活動として、また目的としてスタートしたものであります。

私の地元青森県の例でございます。女性の農業者数というのが今現在三千二百三十八人います。そのうち、農業者年金に入っている女性の数が四十七名のみであります。しかし、全国的に四十七人いるうち二十七人が今回協会の発足させたこの金木町の方だということでありまして、こういうことからしても、自発的にこのように努力している姿に何らかの支援というものが必要ではないかな、また、あつて当然ではないかなというふうに私は思ひます。みずからのことのみならず、みんなで協力し合つて立ち上がる、こういった努力をしている者に温かい手を差し伸べるような思いを皆さんからぜひお願いしたいなというふうに思ひます。

そしてまた、先ほど冒頭言ったように、こういった事例が、県内では初めてで、全国でも九番目ということでありまして、全国的に次々発足、スタートできるような環境をつくっていくという国としての役割があるのではないかな、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 今先生から金木町の例を御指摘がありました。地域の女性の方々が大変な御努力をされてこういう状況にまで持っていかれたというのはもちろんなのですけれども、私は、この金木町では、農業委員会であるとかJA、地域全体が頭を切りかえて、女性の位置づけをきんとし、女性を支援していく体制ができたということに意義があるのだらうと思ひます。

全国でこうした女性の農業者年金加入者の協会というのは十ぐらいしかまだできておりません。私たちも、ささやかではありますけれども、平成七年あるいは平成八年から、優良事例を全国に御紹介をし、普及をするということで、農林水産大

臣あるいは構造改善局長表彰を行うということにいたしまして、平成七年度からは加入推進及び保険料収納部門、さらに平成八年度には女性加入推進部門というのをつくりまして、そういった活発な活動をされている方々を表彰し、そしてそれが全国に広がるような応援をしているところでございまして、今後どういふふうな具体的な支援ができるか、さらに検討させていただきたいと思ひます。

○木村(大)委員 表彰をする前に、表彰が受けられるような環境をつくるべきでないかなという趣旨で、具体的な国としてお手伝いできること、あるいはまた、そういったことが全国的にも生まれるような環境をつくっていくことも大事ではないかなというふうに指摘したわけでありすが、もう一度お答えいただけないでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 現状やっていることを申し上げましたけれども、もちろん、今の先生の御指摘を踏まえまして、具体的な支援として何ができるか、我々も中で実際検討したいと思ひます。

○木村(大)委員 次に伺ひますが、この農業者年金制度というのは、構造政策にも大変大きく貢献してきたことは事実だと思ひます。それはこれまでの制度によつても、一つのいい点であったことは間違いないことだと思ひます。しかし、お金というものを考えれば、抜本的に見直しをしなければならぬというところであります。いかなければならぬというところでありまして、これまでの制度において実績があった面、それは構造政策の役割ということになっていくわけですが、抽象的に言えば、これを含んだ抜本的な制度の見直しができるかどうか、こういうふうな単純に思ひますが、この点、どのように考えておられるでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 午前中にも大臣からお答え申し上げたのですけれども、新しい基本法ができ、そしてその中で日本の農業構造自身を望ましい方向に持っていくということで、幾つかの施策の柱を立てております。

農業者年金制度というの、構造政策を推進する上で非常に重要な柱の一つだろつと思ひます。特に、経営が円滑に次の世代に継承されていくというところを大きなポイントにしておりますので、望ましい経営体の育成と、その経営体の各般の資本や技術や経営やというものが円滑に継承されていくような方向で本格的な見直しをしたいと思ひます。

○木村(大)委員 あと二点ほど具体的なことを聞きますが、例えば、今回の一部改正というのは、今年度に予定されていた国民年金や厚生年金等の保険料引き上げが凍結される方向に即して農業者年金における今回の一部改正の考え方になったと思ひます。

です。で、こういう動きを見た場合に、例えば国民年金の二階部分でもあるこの農業者年金制度、これを抜本的に見直しをしていくこととする場合に、国民年金や厚生年金等の年金制度も抜本的に見直しをするための取り組みが続いているわけでありまして、そうしますと、二階部分でありますので、仮に、国民年金の抜本的な見直しの動きが、この農業者年金の抜本的見直しに影響とか左右していくこともあり得るのかどうか。

一番最初に言ひましたが、農業者年金でいいますと、二〇〇一年度の実施を目指したいという皆さんの考え方があるようでありすが、こういった時期的なことと踏まえて、二階部分の農業者年金の抜本的見直しというの、一階部分の国民年金やあるいはまたほかの厚生年金等の抜本的見直しの動向に左右されていく可能性もあるのかどうか、確認をさせていただきたいと思ひます。

○渡辺(好)政府委員 時期の問題と中身の問題と二つあると思ひます。

時期の問題についていえば、農業者年金の財政再計算というのは、国民年金、厚生年金のちやうど一年おくれ、一年後ということになっておりますので、明年が財政再計算の年に当たっております。したがって、その財政再計算の年に、やはりこれまでの農業者年金の果たしてきた役割と各種の批判、そういうものを全部総括して基本的な見

直しをすべきだろうと思っております。

農政上も財政上も大きな課題を抱えておりますので、これらを一一つクリアしていくということになりますけれども、やはり農業者年金は農業構造政策を推進するための年金として位置づけられております。それから、年金自身も、いろいろ要件がほかとは違っておりますし、成熟度その他も相当な差があるわけでございますので、もちろんほかの年金のことを勉強しないというわけではありせんけれども、それに影響されて中身もそれと同じような方向に持っていくということには必ずしもならないと思っております。

○木村(公)委員 必ずしもならないというふうに最後に御答弁がありました。やはり農業者年金は農業者年金として、この研究会等を通じて抜本的な見直しについて答えて、方向性が出たとすれば、もちろん我々もこの国会の場で議論していくことになると思っております。しっかりと議論していきたいなというふうに、今この時点でも、今の答弁からも確認をさせていただきたいと思っております。いま一つ、これも仮にというふうな話になるかわかりませんが、少し確認したいと思っております。

農業者年金制度の抜本的見直しに向けた方向性を今まで幾つか尋ねてまいりましたけれども、先ほども述べたとおり、今現在でも八百億円の国費が投入されている。しかし三百億円の赤字だということでもあります。これまでの制度のいい面、それは構造政策的な役割において貢献があった部分を仮に残しながらも、しかし制度の見直しをしていく際に、この八百億円という国から投入されているお金がさらにふえていくとも考えられるのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思っております。

○渡辺(好)政府委員 今日財政事情から考えますと、七百六十九億円をさらに増額するというのは相当に難しいというふうな言わざるを得ません。

○木村(公)委員 先生御承知のとおり、年金の二階建て部分について国庫助成があるのは農業者

年金だけでございます。そして、その農業者年金の中でも、この国庫助成部分は、いわば経営移譲という構造政策を進めていくところに充当すべきものとして支出をいただいておりますので、これから先の国庫の負担をどうするかというのは、この経営移譲なり農業構造政策を進めていく意義がどうであり、どの程度のことをやるのかということとリンクをしておりますので、どれだけ国庫負担をするかということにはわかにはお答えできないのでございます。財政事情からいいますと、これを増額するというのはなかなか難しいなという印象を持っております。

○木村(公)委員 私の趣旨は、増額しないという思いでなくて、今現在でもこれだけ出しても赤字だ、しかし、構造政策的ないい面を残していくこととしながら制度そのものの見直しをしていくとすれば、大変困難というか、どういう抜本的な見直し、そして制度にしたらいいかというのを、皆様方の立場というか、もちろん我々政治家あるいは国会の場でも議論していかなければならないわけですが、大変困難というか難しい問題ではないかなという思いから、今少し確認させてもらったわけでありまして。

しかし、今御答弁にあったとおり、これ以上ということでもありますから、これ以上の国の負担は考えられない中で制度の見直しをしていかなければならない。ですので、この研究会等を通じて、また十二分に具体性を持った検討が必要だろうし、また、秋に意見をまとめていただければというふうな期待も申し上げたいと思っております。

次に、ちょっと視点を交えてお聞きします。が、例えば、民間の保険会社によるいわゆる年金型商品というものもありますし、あるいはまたJA共済による年金型商品というものもあるかと思っております。これらと農業者年金との今後の整合性や役割分担というのをどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 何度か御答弁申し上げておりますけれども、農業者年金は、一階部分の国民

年金、その上に二階部分を構成し、農業構造の改善に資するという政策年金の性格を持っているわけでございます。

一方、先生から御指摘があった民間の保険あるいはJA共済等の年金型商品というのは、多様化する老後のニーズにこたえて、より豊かな老後生活を保障する、そういう役割を担っております。ですから、そういう意味で、先ほどのJA共済などは確定給付型というふうになっておりまして、何歳になっても幾らももらえるというふうなことがはっきりしているわけでございます。

いずれにしても、この一階と二階と、まあ三階という言葉がいいのかどうかわかりませんが、それとそれがそれぞれすみ分けをし、役割分担をして、農業構造がよい方向に向き、かつ農業者の老後の生活が豊かになるような分担関係になるというふうに思っています。

○木村(公)委員 もちろん、農業者年金というのが、先ほど来議論してきたとおり、構造政策的な役割を持っているというのには確かなことだと思います。

ただ、一農家あるいは加入者ということを考えた場合に、老後のための判断、民間の保険会社を利用するか、あるいはまたJA共済におけるそういった商品に加入するか、あるいはまた農業者年金に入るかという、全部に入らせてそして全部の保険に相当の保険料を払っているという姿は実際のところまず余りないと思うのです。制度的には農業者年金は構造政策的な役割を持っているとしても、農家の立場からいって、やはり自分の老後を考えた場合に、仮にこの三つだとすれば、どれを一番重要視するかで入っているのが現状ではないかな、こう思うわけでありまして。

ですので、今そういったことでお聞きしたわけでありまして。そういう思いからも、農業者年金も、先ほど来議論してきたとおり、もちろん、制度としては構造政策的な役割はあるし、効果も今まであったわけでありまして、やはり民間の保険会社あるいはまたJA共済におけるそういった

商品と比べた場合にも、老後の農家の保障というか、安心感を与え得る抜本的な制度というか、そういうふうになつていくかどうか、大変重要視されていくのではないかなというふうにも思っておりますので、ぜひこういう観点においても検討をお願いしたいと思います。

次に、もう少し視点を変えますが、今の農業者の経済的姿をどのようにとらえているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

もちろん、生涯収入あるいはまた支出、貯蓄、借入金、また老後の保障ということも含めて、また、専業、第一種兼業、第二種兼業等々、あるいはまた耕作面積、あるいは経営体によっても違いますがさまざまな点かと思っておりますが、きょうの農業新聞には、昨日農林水産省が発表した農業経営動向という記事が出ておりますが、どのようにとらえているのか、概要で結構ですのでお答えいただきたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 農業経営動向調査で、全国販売農家とそれから主業農家という数字が出ておりますけれども、全国販売農家の農業経済の状況は、一戸当たり農業所得、平成十年ですけれども、野菜、果樹、花卉収入等の増加によりまして三・六％農業所得が増という結果が出ております。

農業が主業、つまり農業所得が農外所得を上回って、かつ六十五歳未満の農業就業者がいるという主業農家というベースで平成十年の経営収支状況を見ますと、農業経営費は若干の増加ということになっておりますが、農業粗収益が野菜、果樹、花卉、稲作等の収入増によって増加をいたしまして、農業所得は対前年比七・一％増の五百三十九万円という状況でございます。

○木村(公)委員 私は、具体的に聞きたいのは、もちろん先ほど言われたように、専業、第一種、第二種とか耕作面積なんかも全然違ってくると思いますが、今の農家の姿が生活として苦しいのかどうかということを、生活の姿がいい状況にあるのかどうかということを、そういう点を確認し

たかったわけでありすが、もう一度お答えいた
だけないでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 農業者の生活程度というの
を判断するのは数字だけではなかなか難しいんで
すけれども、今私たちが認定農業者という形で十
四万の認定農業者から経営改善計画をとっており
ますけれども、非常に大まかに言いますと、そこ
での農業者所得の水準というのは、地域にもよりま
すけれども、大体六、七百万円というところでご
ざいます。

それから、新政策を出しましたときの地域にお
ける他産業従事者と遜色のない生涯所得という点
では、生涯所得のレベルを二億ないし二億五千万
というふうに置きました。それを各地域でプレー
クダウンした数字が大体農業者所得で六、七百万円
というところだろうというふうに私自身は、これ
は非常に大ざっぱな言い方ですけれども、見てお
ります。

それに比較いたしましたして今の主業農家の農業者
所得が五百三十数万円、このあたりをどう見るかと
いうことになるのではないかなと思います。

○木村(太)委員 時間が来ましたので、最後にお
尋ねして終わります。

先ほど、午前中の大臣からの答弁でも他産業並
みの所得という言葉がありました。また、今まで
もその言葉は議論としてもあったわけでありま
す。なぜこういうことを聞くかという、きょう
の農業新聞に出ていて、昨日農水省が発表したこ
れは今の現実の姿なわけでありすが、農業者が農
業経営を営む判断のために、またその参考にして
もらうために、家計的にあるいはまた経済的な、
それはもちろん老後も含めたことも入れてある程
度の指針というものを示しておく必要があるんでは
ないかな。

もちろんそれは、先ほど言った、第一種、第二
種、専業あるいはまた経営体の規模なんかによっ
ても違いがあると思いますが、モデル的に、この
ぐらいの経営をしている人たちはこういう収入が
あって、また老後も含めて一生生涯経済的にはこ
う

いう姿があるべきだとか、こういうことを示して
おくことも大事ではないかな。また、そういう中
での農業者年金の役割を見出していくことも大事
ではないかな。また、それを見出すことによって
農業者が農業者年金に加入するのにかからないの
かという判断材料にもしてもらえることになってい
くのではないかな、こう思いますが、最後にこの
点を聞いて終わります。

○中川(国)大臣 個々の農家が少なくとも現役中
にどういふ経営をやっていくか、何をどのぐらい
つくるかというところについて国が指針をつくる
というのはなかなか難しい話ではないかと思いま
す。しかし、基本法の中で、農家の経営あるいは
農地の利用のあり方、さらには自給率向上といっ
たような幾つかのポイントがあるわけでごさいま
すので、そういうことを含めまして、農業活動に
従事している時期、それからまたリタイアされた
後を含めた生涯の労働時間あるいは生涯賃金とい
ったものが大体どのぐらいになるか、何として
も他産業並みにしていかなければならない、これ
は定性的にはそういう目標を持っておるわけであ
ります。

そういう中で、年金の位置づけというもののつ
いては、生涯賃金を大体二億から二億五千万とい
うふうな他産業並みというものに設定するとしま
すならば、一割強を年金で老後を楽しんでいただ
きたいというふうな一つの仮定みたいなものを想
定したことはございます。

いずれにしても、そういう指針、大ざっぱかも
しれませんが、一つの目標となるような指針も含
めまして研究会の方で御議論をいただくべき課
題ではないかと思っております。

○穂積(長)委員 次に、一川(保)大臣。
○一川(保)委員 自由党の一川でございます。

今回のこの法案の改正の中身そのものについて
はやむを得ないというふうには判断いたしてござ
いますけれども、きょういろいろ議論がありました
ように、農業者年金制度そのものの今後のいろい
ろな課題というところを考えた場合には、大変深刻

な問題が幾つかあるのではないかなという感じが
いたしておりますので、若干質問が重複する面が
あるかも知れませんが、ちょっと整理をする
という意味で質問をさせていただきます、その
ように思っております。

農業者年金制度、きょうも説明がいろいろと
あったと思いますが、国民年金の給付に加えて
農業者の老後の生活の安定に資するということ
と、あわせて、政策年金というふうにも言われ
ております。経営移譲を円滑に行うという中で
農業者の若返りを図っていきたくとか、あるいは
また相続時の農地の細分化を防止しつつ農業経
営の拡大を行っていきたく、そもそもそういった政
策上のねらいがあったというふうには私は思いま
すし、当時の農業基本法というものをしっかりと政
策的にフォローするという面でこういう制度が昭和
四十六年にスタートしたというふうに思いま
す。

ただ、その後のいろいろな農業情勢の変化とい
うものを見てきた場合に、先ほどちょっと大臣も
この制度の評価をされたと思っておりますけれども、
この制度があったからこそ、いろいろな農業構造の
変化にある程度歯どめをかけたのが今日の状態に
持ってきたというその評価は私はあるというふう
に思っていますし、考え方には同感でございすけれ
ども、それ以上に我が国の農業の抱える深刻な問
題が今日あるわけでごさいます。特に年金制度を
取り巻く情勢といえますが、今まで言いましたよ
うな農業のいろいろな情勢変化、構造変化とい
うものとあわせて、年金の財政基盤そのものが
悪化してしまつたということになるわけですが、本
来年金制度が最も注意すべきでございますが、関心
を持つべき事項の中で、整理しますと特に四
点ぐらゐの指標が相当悪化してきていることは間違
ないわけでごさいます。

それは、要するに、基本的に新規加入者が減少
してきているということと、それから、保険料
を納める方の比率がだんだん下がってきている、
収納率が低下してきているというふうには言われ

おります。それから三つ目には、本来これがね
らっていた経営移譲率が低下してきているという
ふうにも言われています。それからまた、年金の
運用という面では、残念ながら運用の利回りが非
常に低下してきておりますので、そういう面の深
刻さが一方であるわけですが、こういった四つの要
素を取り上げただけでも、年金の制度を維持して
いくだけでも大変だという感じがするわけでご
さいます。

そういうことで、ちょっと二、三お聞きしたい
と思っておりますけれども、新規加入者というものが
最近では、平成十年では三千人を割ってきてお
るわけですが、こういう深刻な状態になった理
由をどういふふうにお考えですか。もう一度お
願いしたいと思っております。

○渡辺(好)政府委員 新規加入者が年々減少をし
てくる、しかもその中で、当然加入者に至るまで
なかなか入っていただけないというふうな状況で
ございます。

農業委員会を通じて行いました調査によります
と、未加入の理由として一番大きいのは、農業者
年金に魅力がない、これが四分の一。それから、
いわゆる年金制度全般について将来的に不安があ
るというのが二〇%。そして、保険料負担が苦し
いというのが一九%。二十以上加入できるか不
安だというのが一六%といった状況でございま
す。

こういうものが複合いたしまして新規加入者が減
少しているというふうには私どもは分析をいたして
おりますが、加入促進に、農協あるいは農業者
会なども力を入れているところでございます。

○委員(長)退席、増田(委員長代理)着席
○一川(保)委員 今答弁された理由というものを聞い
ておりますと、まさしく非常に寂しい感じがする
わけですが、

では、それに対する改善措置、対策ということ
もこれまた非常に大変なことなんですけれども、
そうかといって放置するわけにはいかないという
ことで、当然ながら強い強い対策が必要である

わけです。当然ながら、またこれからの制度の改正に向けてそういうものをしっかりと反省しつつ、これからその結論を出していただきたいというふうに思うわけです。

今、新規加入のお話をしましたけれども、それとあわせて、先ほど言いましたように、保険料そのものの収納率が非常に悪化してきておる。こういうことも恐らく先ほどの理由とほぼ近いものであるというふうには思います。それとあわせて、この制度そのものは政策年金だというふうに言われていますように、経営移譲を通じて農業の構造政策を誘導するという本来の目的があったというふうには思いますけれども、経営移譲そのものも、最近では、平成十年では六九%台になってしまったというふう聞いております。この理由をどういうふうに整理しておられますか。そのあたり説明していただきたいと思っております。

○渡辺(好)政府委員 収納率の話と経営移譲の話に分けてお答えを申し上げます。

収納率の低下、平成十年で七七・四%でありまして、この大きな理由は二つございまして、J Aを通じて行った調査でありますけれども、農業収入の低下によって保険料納付の余裕がないというのが二五%ございまして、それから、保険料が年々高くなり負担過重となっているというのが二四%といった事情にございまして。

それから、経営移譲の割合が下がってきている。逆に言いますと、老齢年金受給者の割合が高まってきているということにございましてけれども、これも全国農業会議所が行った調査によりますと、経営移譲を行わなかった理由につきましては、後継者がいない、あるいは外に出て、第三者には移譲したくない、こういった後継者の問題、それから、第三者移譲を希望したけれども受け手がなかったというふうな事情が挙げられております。

やはり、ポイントは、受け手をどういうふうに見つけていくかということにあるかと思っております。

すので、その点に努力をいたしたいと思っております。

○一川委員 こういった経営移譲ということがだんだん円滑にいかなくなってきたということは、大変この制度にとっても深刻な状況であるわけにございまして。

この農業者年金制度というのは、制度的に一方では政策を誘導する効果を担保するために、経営移譲を行った者が農業を再開した場合などに経営移譲年金の支給停止措置というものを設けておりますけれども、逆にこの割合はだんだんふえてきているわけですね。平成十年では一四%台だということに聞いておりますけれども、こういった現象というものをどのように認識し、分析されておりますか。そのあたり御説明をお願いしたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 今御指摘の点につきまして、経営の移譲先、相手方との関係が非常に深いわけにございまして。例えば、サラリーマン後継者等に移譲いたしますと、その方がサラリーマンの転勤でほかの都市に行ってしまうというふうなことになると思いますと農地が返ってまいりますので、そういうことから支給停止というふうなことも起こってくるわけにございまして。

今先生数字を挙げられましたように、支給停止率、平成十年で四・二%であります。その事由としては、後継者に貸して経営移譲した農地等が戻ってきたというのが八三%と大半を占めております。

○一川委員 先ほどちょっと冒頭に私が触れましたように、本来こういった年金制度で、最もそういう面では注目すべき事項といえますが、いろいろな尺度となるべきものは、新規加入者の比率が非常に減少してきているという問題なり、また保険料の収納率がだんだん低下してきているということ。それから、この制度がねらっていた経営移譲率も低下してきている。それから、逆にまた、先ほど言いましたように、経営移譲年金の支給停止をする比率がだんだんふえてきている、そう

いった面では非常に深刻な傾向をあらわしてきているわけですね。

当然ながら、農水省の方もこういう今日の傾向を十分認識されているというふうに思います。そういう中で、今いろいろな研究会で次期の改正に向けて鋭意検討を始めたというふう聞いておりますけれども、これは農政全般にも影響するような、物によっては農政の基本にかかわるようなことにもなるかと思うわけですね。

そういうことで、ちょっとお伺いしたいのは、こういった農業者年金の制度を、創設当時といろいろな面で農業の情勢が変化してきているわけにございましてけれども、今後とも、基本的には今までのような、経営移譲を促進していく考え方を基本にしたような、この制度の骨組みみたいなものは一応残す方向で検討されるというふう理解してよろしいのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思っております。

○渡辺(好)政府委員 新しい基本法ができまして、その中で日本の農業経営構造を望ましい状態に持っていくということが大きな柱になっております。効率的かつ安定的な経営体、それも意欲のある方々に日本の農業生産の相当部分を担ってもらうということになっておりますので、そういう構造をつくり上げるのにこの年金制度がどういう貢献ができるかという観点で検討しております。

したがって、その検討の中で今のうちにやはり若返りをさせる、あるいは経営移譲という形を通ずるといことが是であればそれを採用いたしますし、そうでない場合にはこれにかわる方法はないかということ、制度の目的あるいは年金財政の見通しや給付や負担のあり方、そういうこととの兼ね合いも含めまして検討会で御議論をちょうだいしているところでございます。

(増田委員長代理退席、委員長着席)

○一川委員 そういろいろのことを踏まえての検討、研究にも入っているわけにございましてけれども、大臣に、最後の段階でございましてけれども、決意も含めてお話を伺いたいと思っております。

す。

こういった農業者年金制度を取り巻くいろいろな農業情勢の変化というものが大変深刻な状況の中で、先般食料・農業・農村基本法というこれからの農政の基本になるべき法律が制定されたわけにございまして、またこの法律に関連するいろいろな法律の改正なり、また制度の見直し等が当然行われていくというふうに思うわけですね。

この農業者年金制度もそういう範疇の中で抜本的な見直しに入るといふふうにお聞きしておりますけれども、先ほどのお話のように、他の公的な年金とのいろいろなバランスの問題とか、他の農政のいろいろな制度との絡み、そういうものもこの年金制度の見直しの中で出てくるのは当然だといふふうに思います。特に、政策年金と従来言われてきたわけにございまして、こういった農業政策を遂行する手段として、こういった農業者年金という手法を活用していくのがいいのかどうかということも含めて、本当に抜本的な基本的な点検をしながら見直しをかけていく一つの大きな転換期だといふふうにも思うわけですね。

そういう面、大臣自身も恐らく、この制度そのものについての問題意識を十分お持ちだろうといふふうに思いますけれども、次期の制度の改正に向けて、農水大臣の考え方をここで伺いたい、そのように思っております。

○中川国務大臣 従来から、老後の生活と同時に政策年金として構造政策の役割を果たしてきたわけにありますが、このたびの基本法の施行に伴いまして、まさに人づくりそれから経営体づくり、そして土地の集約化、高度利用といったような観点、そしてまた世代間の円滑な経営の移譲という目的はますます重要な基本法上の位置づけになってくるというふう理解をしております。

一方、現状は非常に厳しいわけにございまして、公的年金そのものを抜本的に見直すという大きな議論の中で、農業者年金につきましても、制度のあり方を、農政の前進に向かってどういふふうに行っていくかという面から抜本的に見直し

していかなければならない、検討していかなければならないというふうな考えをしております、また、もう少し個別的に年金に着目しますならば、年金財政のあり方あるいは給付と負担のあり方といったさまざまな観点から、農政上あるいはまた年金政策上の両面から本格的に検討していかなければいけない課題だというふうに理解をしております。

○一川委員 今まで御答弁がありましたように、年金制度そのものは他の公的年金も含めて基本的に見直す、今そういう大きな転換期に来ておりますし、また農政そのものも、先ほど触れましたように、そういう面では二十一世紀に向けての大きな転換期にあるわけでございますので、農業者年金制度についてもそういう方向に即してしっかりと見直しをかけていただきたい、そのようにお願いを申し上げます、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○中林委員 次は、中林よし子君。

○中林委員 私は、まず農業者年金制度の問題について質問をいたします。

今までもるる質問がありましたけれども、この制度は二十八年前に、農業者の老後の生活安定、福祉の向上、それから経営移譲を通じての農業経営者の若返り、相続時の農地の細分化防止、経営規模の拡大、これを目的として発足しました。しかし、今日では、構造政策そのものも実はうまくいっていない、わずかの老後の生活安定に寄与している部分があるという状況だと思っております。

ところが、その老後の生活安定にちょっと先行き不安感が出てきております。それは、今日の加入者と受給者の間の数字が非常に広がってきているというところに端的にあらわれております。全国で加入者が三十万で受給者が七十五万ということですから、二・五倍の開き。私の地元の島根県はもっとその格差が広がって、加入者は千七百人、受給者が一万六千六百の開きがあるという状況になっております。これは全国一律で計算しますから、各都道府県の格差が問題ではあります。

ん。しかし、こういう開きが出てきて、加入者がどんどん減ってきているという状況、その原因をどのようにお考えでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 これまでの議論の中でも御紹介申し上げましたけれども、加入者の減少、未加入者が七万人いるということも一つ原因でありますけれども、農業者年金は、一定面積以上の農地等の権原を有する専業的農家というのが加入対象者であります。年金には加入の優先順位というのがございまして、そういう状況の中で、先生おっしゃいましたように、農業構造の変化、つまり加入対象者自体が大きく減ってきているというのがその最大の原因であると思っております。

センサスで見ましても、基幹の男子農業専従者、これは昭和五十年には百四十万人おられましたけれども、今は、平成七年の数字で四万七千人というふうな状況でございます。

○中林委員 要するに、農業では生活できない状況がこの間進行したと思えます。だからこそ、専業で農業をやる人自体がこんなに激減する。まさに、そこには政府の農業政策そのものに原因があったということを指摘せざるを得ませんし、その反省なしには、農業者年金制度そのものを今研究会において見直し検討されているということでも、目的を得ない状況になるのではないかとこのように思っています。

そこで、私どもはこの間、さまざまな改正などが行われてきたときに女性の加入の問題も言っています。また、制度が発足して実際に始まった平成八年、一九九六年から配偶者加入の道を開いたといえ、平成八年には千六百二十三人の加入がありましたけれども、九年、十年と大体四割減という状況なんですね。本来ならば待たれてはいたはずにもかかわらず、こういう配偶者の加入が予測よりも大幅に減って、今三千三百三十人ですか、加入しているというのが先ほどから数として挙げておりますけれども、本来、農水省とすれば、配偶者の加入というのはもっとあると予測されていたんじゃないかと私は思うのですけれども、配偶者が思うように加入しない要件は何だとお考えでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 ちょっと、答弁に入ります前におわびを申し上げます。

先ほど、私一けた数字を読み違えてまして、基幹男子専従者四十七万人でございます。

それから、今先生が配偶者加入の数字を尋ねておっしゃられました。私自身も、この配偶者加入というのは数字として多いとは思っておりません。もちろん、農業が低調だとかそれから負担が大変だとかというアンケートに見られますように、今農業者年金に加入しておられる方御自身が負担に対して非常に重荷を感じておられるということもございまして、それに加えて、遠い将来のことよりも今の負担ということで配偶者の方々がお入りにならないということも背景にはあるかと思っております。

ただ、この制度、平成八年に導入されたばかりでありますし、この制度の前提になっておりますのが家族経営協定の締結でございます。これは、年金の方から追っかけるだけではなくて、農業経営内部において男子と女子が同等の立場に立ってその経営を担っていく、そういう環境が生まれないうと、家族経営協定、つまり収入の帰属を二人で決める、経営のあり方について二人で決める、経営の移譲について二人で決めるというふうな状況にまでなかなかなりませんので、その普及こそ、ちょっと遠回りのようでありまして、年金加入をふやす道であらうと思っております。

○中林委員 家族協定の問題は農水省が新農基法の審議の中で、それが進まない原因として、女性の土地の権利がなかなかちゃんとできない、税制上も実は阻害されているという問題を大臣に提起して、一肌脱いでほしいという話があったわけですが、それはそれとして努力をしていただきたいということを重ねて申し上げておきたいと思うんですが、直接的に、一つはやはり負担感、この問題だろうというふうに私は思うんですね。

も、配偶者が入って夫と妻二人が農業者年金に入るとすると、一カ月大体どのくらい払わなければならないのかということ、現在の年金の掛金で計算してみると、一人が、農業者年金が二万四千四百四十円、これに国民年金が一万三千三百円プラス付加年金。これはどうしても四百円プラスしなければなりません。そうすると、農業者年金と国民年金だけで一人三万四千四百四十円。これは夫婦になりますと、倍の六万八千二百八十円です。これで終わるかといえば、決してそうではありません。国保料金、国保税、これが当然毎月かかってまいります。それから、来年四月からは介護保険がかかってまいります。そうすると、今大体三千円弱、こういう試算がされております。となると、夫婦で六千円弱。

となると、六万八千二百八十円、それにプラスの国保そして介護保険をやると、どう見積もっても八万ないしは十万円ぐらいいなるのではないかと。毎月々強制的にこれだけ払わなければならない。老後の安定とはいえず、これはもう負担の限界にきているのではないかとこのように思っております。

同時に、配偶者加入の要件として、妻に土地の権利がなくとも夫婦で一ヘクタール以上権利があれば適用できるというふうになっているわけですが、施設園芸をやっているところでは、一ヘクタールというのはなかなか大変な要件なんです。だから、配偶者が加入できる面積要件をぜひ見直してほしい、引き下げてほしい、こういう要望が出ています。

一つは大臣に、負担感、こういうことで、今後、本当にもう限界ではないかという問題、そして、配偶者要件の緩和の問題は局長でも結構でございますけれども、この点についてお答えいただきたいと思っております。

○中川国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、この政策年金制度は、農政上の意味もあり、役割も果たしてきたところでございますし、今後やはりそういう観点から制度を充実してい

かなければならないというふうに考えております。

負担感があるということは、特に夫婦で入る場合の負担というのは決して小さいものではないと私も思いますけれども、やはり人生八十年、あるいは夫婦そろって元気で老後を楽しむということのためにこの制度を利用しようとする魅力があれば、それに対しての加入をしようとするインセンティブというのはより高まっていくだろうと私は思っております。

そのために、公的年金全体、そしてまた農業者年金制度の抜本的な見直しを現在検討しておりますわけでございまして、これは、一人というか、夫婦の人生設計の問題であると同時に、農政上の一つのいい方向を推し進める制度であろうというふうに思っておりますので、抜本的な、魅力のある制度にもう一度つくり直していこうということとして、今年度で御検討いただき、また必急的な措置として、毎年毎年の約八百円前後の保険料の値上げを凍結するというのが今法律の改正のポイントでもございします。

○渡辺(好)政府委員 面積要件の点について御質問がございました。

この制度は、そもそもスタートが農地保有の合理化というところに発しているために、面積要件が非常に大事な要件になっているわけでございします。新しい基本法のもとで、この農地保有の合理化ということ以外に、これに加えてどのような政策目的をこの農業者年金に付与することができるとかというのがポイントだろうと思ひます。

確かに、施設園芸だけで夫婦で一ヘクタールというの、それは私たちが考えても相当すごい面積になるという感じはいたします。現況は、施設園芸プラス他の種目の複合で三十アールなり五十アールというのをクリアしているのだらうと思ひますけれども、今後、複合経営をどうするか、あるいは農地をそんなに使わない施設園芸とか畜産、そういったものについての年金の適用をどうするかということについて検討したいと思ひて

おります。

○中林委員 研究会で検討検討ということでは約がいただけないのが大変残念ですが、私も今は今回の改正というのは、長引く消費不況に加えて、農産物の輸入の増大とか農産物価格が低迷しているというところで、凍結というのは当然のことだというふうな思ひております。

しかし、不安なのは、その凍結が解除されたときに農家へどと負担が来るのではないか、この懸念なんです。これも研究会で今検討し、それから平成十四年に財政再計算をするから、そのときに決まるから今は言われなくておっしゃるのかもわかりませんが、少なくとももう農家は、保険料は限界にきている。先ほど数字を示しましたけれども、この点を含んでいただいて、解除後、農民負担がこれ以上多くならないような措置をぜひ考えていただきたいと思いますけれども、一言だけお願いします。

○渡辺(好)政府委員 農業者のアンケートを拝見いたしました。非常に負担感が強いということも十分承知をいたしておりますので、次期財政再計算の際には、新しい制度をどう構築するかということと関連をいたしまして、負担可能な保険料ということを勉強したいと思ひます。

○中林委員 今、農業者年金の負担感の問題を言いました。だから、本来は農水省が、農家経営が成り立って行くようにこの分野に対する予算措置も十分やっていたきたいというふうな言うわけですから、なかなか、検討するとか研究会でということまで逃げられて、財政事情を理由に前向きな回答がないわけですね。

しかし、一方、きょう午前中にも問題になりました、構造改善局の予算執行についての恣意的な予算配分や業者との癒着の疑念が明るみに出た問題、これはとてもほっておくことはできないと思ひます。農民が苦しんでいるときに、農林水産予算を食い物にして甘い汁を吸う者がいるというところはあつてはならないことだというふうな思ひからです。

今回の事態の解明に対する大臣の基本的スタンスについてお聞きするわけですが、大臣は、記者会見で、今後は進んで公表する、こういう決意を述べられて、午前中の公表にもおっしゃっておいりました。こういう問題が明らかにした場合は、そのことは当然のこと、速やかに全容を公表して国民の批判を仰ぐことが、再発を防止していく上でも、政治家として非常に重要なことだというふうに思ひます。

ただ、私が大変残念に思ひるのは、二月十九日にこういうペーパーが出ていたわけですね、中間報告ということ。そうであるならば、少なくとも当委員会にこの報告書は提出されるべきものであつたのではないかと思ひますので、公表の問題、あるいはこの委員会に対する農水省としての対応を明らかにしてください。

○中川国務大臣 今回の出来事、そして処分といひましようか、一連のことにつきましては、省内できちんとした調査を行い、中間報告を出して、そして口頭注意五人という決定をしたわけでございます。

それにつきましては公表扱いということでございますが、当時、公表扱いということが、私自身が、それは実質的には公表扱いといつても、聞かれたらお答えするということ、みずから進んで公表しないということはいかかものかということ、実はマスコミの報道を通じてというのがきっかけでございしましたけれども、以後、訓令を含めて、きちっと公表扱いすべきものにつきましまして、積極的にこちらからいろいろな手段で公表をさせていただくということを目指し、今後そのようにしていくわけでございます。

なお、公表扱いとしたときに国会に提出すればいいのではないかとありますが、一々国会に提出すべきかどうかということにつきましまして、それぞれの事案の問題がありまして、もちろん国会の方から出せと言われればお出しするものが原則であらうと思ひますが、この件については、一々出すべき筋合いのものではないと私自身

は考えております。

なお、調査をした結果、甘い汁を吸っているとか、あるいは農家を食い物にしている、そういう事実はなかったことだけははっきり申し上げたいと思ひます。

○中林委員 当委員会にこういうものを出せと言われれば出すというような姿勢では、やはり進んで公表する立場にないと思ひます。疑惑が晴れたと大臣はおっしゃるわけですが、私は、これを読む限りでは、とても疑惑は晴れていないというふうに思ひます。

だから、そういうものは予算執行の問題です。事は国民の税金ですから、当然この委員会でも十分議論をする必要があるということだと思ひます。

それでは、農業構造改善事業に関する調査委員会の調査結果の中間報告、この中身について伺ひするわけですが、いろいろな疑惑があつて、これらについての事実関係を把握するために、三週間にわたり、外部者を含め延べ三十五人から約三十一時間の聞き取り調査及び書面調査を実施した。その調査結果として、地区認定の予算決定前における事前連絡の問題については、「関係者の聞き取り調査を行った範囲内では、その事実を主張した者は一名のみであり、大多数はこれを否定した。」という報告になっております。

また、恣意的な新規採択及び予算配分の問題でも、関係者に聞き取り調査をした範囲では、その事実を明確に主張した者は一名のみであるが、予算配分に特定の者の意思が強く働いていたのではないかとこの証言もあつたとの報告をしております。

そこで、具体的に聞きますけれども、事前連絡の事実について主張した一名、それと、恣意的な新規採択及び予算配分の事実を主張した一名、これは同一人物でしょうか。

○渡辺(好)政府委員 別人であります。

○中林委員 私は今、別人だということは、それぞれ一名ずつですから、二名の者がそういうこと

を指摘したということだと思ふのです。たとえ一名であっても、事実を明確に主張した者がいたということは極めて重大な問題だというふうに思ふいます。

高木事務次官の七月五日の記者会見で、たくさん関係者のヒアリングを行った限りにおいては風評のようなことはなかった。今大臣もなかつたと言っているわけですが、これは今引用した中間報告自体の内容とも大きくかけ離れているというふうには私には思ふのです。大多数の者が否定したからといって、疑惑がなかった、こう断定して扱うのは、私は、これはその一名の者にふたをすることになるのだらうというふうに思ふいます。

問題は、この事実関係の調査は構造改善局自身がおやりになったことです。さらに調査をする必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○渡辺(好)政府委員 この委員会では、事実の確認と事業の執行の適正化、この二つの目的を持って調査をいたしました。その限りで、私どもはその任にふさわしい人物を配置いたしましたので、でき得る限りの調査をいたしました。その結果、そういった事実を確認するに至りませんでしたので、その種の中間報告をさせていただいたわけでございます。

○中林委員 あつたと言つた者が、予算決定の問題と、それからもう一点の調査でそれぞれ一名ずつはありましたけれども、ほかの大部分が否定したから、それで、言つたということに対する裏づけのものがあつたというだけでなかったと言ふのは、やはり余りにもこれは調査不十分だと言ふふうに思ふいます。

そこで、さらに聞きますけれども、この報告の中で、関係公益法人の独占受注の問題について、関係者から、採択してもらつたための通行手形のような仕組みであるとの現場から批判があり、競争のない世界でのコンサルであつたとの発言があつたというふうに述べているわけです。これは大変重要な指摘だと思うのですが、この関係者

というのは農水省構造改善局内部の人物なのか。内部だとしたら、どういう役職の人物だったのでしようか。

○渡辺(好)政府委員 農林水産省の職員であり、担当の肩書といひますか、課長補佐でございます。

○中林委員 それは本当に重要な問題だというふうに思ふいます。

そこで、私は次に、一括再委託の問題、これも非常に重要な問題だと思ふのです。中間報告で、平成八年までは通達が生きていて、「基本計画作成主体は、基本計画の作成を全国農業構造改善協会、日本農村情報システム協会、農林漁業体協等協同と認められる者に委託して行うことができるものとする。」ということ、そこにかつてないじゃないかというふうな受けとめ方をされるような通達があつたので、それをやめたというふうになつてゐるわけです。

その証拠に、この中間報告で、一括再委託の問題では、新山村振興事業が始まつたとき、ふるさと情報センターが窓口になり、データ整理を行つて一部再委託してコンサル会社に発注してゐたという発言があつて、例えば、ふるさと情報センターの平成六年度の山村等活性化ビジョン策定に係る市町村からの受託事業については、約四億二千四百萬円のうち、データ処理、発注事務等の管理費としてセンターが受け取る約四千九百萬円を除く約三億七千五百萬円を民間コンサルタントに再委託。平成九年度では百八十四件、約七億八千八百萬円のうち、センターの管理費は約一億六千萬元とされているわけですが、調査の結果、これがすべてでしようか。このふるさと情報センターが管理費として受け取つたのは合計一億八千四百萬元になるのですけれども、ほかにはもうなかつたのでしようか。もしあつたならば、これは非常に重要な問題です。

つまり、ふるさと情報センターがトンネル会社みたいになつて市町村から委託を受けて、それをまた、ほぼ丸投げですよ、一二%ぐらいの管理費

は取つたというのだけれども、その他は全部投げているわけですから。そういう意味では、税金を、こういう公益法人をトンネルにして再委託していくというやり方は丸投げ同然だというふうに思ふので、これが全部なのか。それとも、全部でなかつたら、私は、全部調査をして、やはり報告していただきたいということを要求します。

○渡辺(好)政府委員 御指摘の新山村、山村等活性化ビジョン策定事業実績調べ、数字を全部当たつてみましたけれども、過去五カ年間の数字のばりまして、数字はこれがすべてでございます。

○中林委員 今局長はすべてだというふうにおっしゃいましたけれども、もし新たにこの問題で、いや、そうではなかつたというの出た場合はどうされますか。

○中川國務大臣 この件につきましては、風評といたしまして、もつと言へば中傷合戦みたいなところからスタートした、話が伝わつてきたわけでございます。事実であるとするならば問題でございます。それから、私が各局担当に調査を命じたわけでございます。その調査の委員長が今答弁しております。構造改善局長でございます。それに

お聞き取り調査等を徹底的にやつた結果、あつた結果が出たわけでございます。この後出るといふことが全くないということ、私は信じておるわけでございます。仮に新たな事実が出るとするならば、そのときに私の責任においてまた徹底的にやるといふことでございます。が、現段階では、徹底的にやつた結果を公表し、処分を行ったところでございます。

○中林委員 法務省にも来ていただいているわけですが、今回の報告書で、事業の採択やコンサルのあつせん等に便宜供与が行われ、その一部は公務員としてあるまじき行為に該当するのではないかと指摘があつたが、それは確認できなかったということになっているわけですが、これも、会食があつて、昼御飯を食べ、そしてそれは負担したんだというふうなことをおっしゃっているわけです。しかし、ここに「現代産業情

報」があつて、あるジャーナリストが、かなりこういう飲食供応あるいはかけまじりだとかそういうものもあつたのじゃないかというふうなことがあるわけですが、そうならば、贈収賄につながるっていくという可能性も出てくるわけですから。

この報告書を受けて、農水省は否定しているわけですが、一般論で法務省に聞きますけれども、農水省内部の職員からも指摘されているわけですが、贈収賄等の犯罪に犯れる可能性があれば厳正に捜査をすべきだというふうに思ふますけれども、いかがでしょうか。

○松尾政府委員 お尋ねは、一定の状況を想定して犯罪の成否を問われるものでございます。

具体的な事案において何らかの犯罪が成立するかどうかということにつきましては、捜査機関が収集した証拠に基づいて判断すべき事項ということでございます。一般論として申し上げれば、刑事事件に該当するものであるという場合には、法と証拠に照らして、検察当局において適正に対処するものと思ふます。

○中林委員 最後に大臣にお伺ひしますけれども、今回問題に上がつております公益法人、全国農業構造改善協会、日本農村情報システム協会、農林漁業体協等協会、ふるさと情報センター、ここに農水省からのかなりの天下りがあるかということ、事前に資料をいただきました。きょう御答弁いただこうと思ひましたけれども、時間が迫っておりますので、私の方から言ひます。

全国農業構造改善協会には昭和三十八年の設立以来今日まで二十名、日本農村情報システム協会には昭和五十年から今日まで八名、農林漁業体協等協会には昭和五十九年から今日まで四名、ふるさと情報センターには昭和六十一年の設立以来今日まで八名、農水省の幹部が天下りしているわけ

です。私は、こういうものがやはり今回のような癒着を生み、予算執行あるいは地域指定などに恣意的なものがあるのではないかと疑念を生んだ

温床になっていないかというふうにも思っ
わけです。

かつて、農水省への天下り幹部を我が党の筆坂
参議院議員が指摘したとき、当時の橋本総理が、
これはやはり異常だということをおっしゃって
いたわけですね。その点で、大臣として、天下り問
題、私どもは厳正に禁止をすべきではないかと思
うわけですが、いかがでしょうか。

○中川國務大臣 農林省への天下りと今先生は
おっしゃいましたが、農林省からの天下りです
ね。

公益法人へといいますが、営利を目的としな
いで、公益的な事業をより積極的にやっていくと
いうことを目的としたわけではございまして、先ほ
ど先生御指摘のような、恣意的なあるいはまた疑
惑を招くようなことをやってはならないというこ
とは大前提でございまして、一方、長い行政経験
を踏まえて、やはり専門性あるいはまたいろいろな
広範囲な知識といったものを有効に生かすという
意味で意味があるわけではございまして。

農林省関係では、今先生御指摘のような幾つか
の公益法人に農林省を退職した者が職を得てお
るわけではございますが、それについては、そうい
う目的とそれから一定の倫理的な境界の中できち
とした仕事をやっているものというふうには理解を
しております。

また、数につきましては、我が省の関係する公
益法人につきましては、理事のうち、農林水産省
出身者は三分の一以下にするように、ルール上そ
ういうルールにしております。現にそうなってい
ております。いずれの公益法人もこの要件を満たし
ておりまして、業務の公正さあるいは効率性につ
いて特に問題はないというふうには理解をしており
ます。

○中林委員 済みません、一点だけ。
実は、新聞報道で、構造改善事業が来年度から
中止というのが出たのですけれども、大臣、事実
関係はいかがでしょうか。

○中川國務大臣 中止ではなくて、検討をして、
さらに中身を充実したものにしていくということ
でございまして。

○中林委員 ありがとうございます。

○穂積委員長 農林水産大臣、参議院本会議出席
のため、暫時休憩をいたします。
午後二時四十六分休憩

午後三時十三分開議

○穂積委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。知久馬三子君。

○知久馬委員 社会民主党・市民連合の知久馬で
ございまして。

私は、最初に、今回の農業者年金基金法の改正
に当たって、私の地元であります鳥取県は三朝町
でございまして、その状況を聞いてまい
りました。少しお話ししてみたいと思ひます。

私の町三朝町は、人口が八千三百人で世帯数が
二千六百七十七戸です。そして、六十五歳以上の
人口が二千二百二十六ということで、高齢者率が
二六・八％という状況でございまして、そうした中
で、面積も非常に大きいというか、町の面積が二
百三十三・四六平方キロメートルあります。その
中に、谷間谷間に六十四の集落が点在していると
いう町でございまして、本間に鳥取県の中部の山
間地の町だということではございまして。

そうした中で、農家数が千二百二十戸、そして耕
作面積が九百七十一ヘクタールという状況でござ
いまして、農業者年金については三十名の被保険
者がいますが、一番の問題は、新規に加入する人
がなくて困っているという状態ではございまして。
また、現在加入資格がある人が二十名ありますけ
れども、次の理由から、四つ理由がございまして
ども、一番大きな理由としては、加入しても将来
本間に給付が受けられるかどうかという心配、不
安があるということでした。
それから、保険料が高くて支払いができない。

やはり先がたもありましたように、国民年金と合
わせる月額が三万三千円以上かかるというよう
なことがございまして、本間に零細農家が多いも
のですから大変だということではございまして。

それから、若い加入者の対象者がいないという
ことです。結局これは後継者がいないということ
です。それと女性の加入者が少ない。これも、女性の
農業専従者がいないということではございまして。

さらに、この三十名の被保険者は、年々受給者とな
り、将来被保険者がいない状態が来るものと想定
されます。このために、現在の制度を改革し、会
社勤めの人等についても、農業をしていけば加入
できるようなことにしたいという声もござい
ました。

それともう一つは、受給の手続についてもう少
し簡素化してほしいという要望も出ており
ます。

このように、私の町の状況をお話ししましたけ
れども、農業者年金が置かれている現状というの
を端的に示しております。本間に縮図とも言え
るのじゃないかなと思うのでございまして。

質問に入りますけれども、農業者年金制度の抜
本的改革については、本年の四月に農業者年金制
度研究会が設置されて十一月に最終の取りまとめ
が行われるということではございまして、私、各論
について少しお聞きしたいと思ひます。

まず最初に、女性の加入促進についてでござい
ますけれども、一九九六年の法改正までは、農業
経営者は一農家に付き一人であるという考え方
や、農地の権利名義人でない者は加入者にはなれ
ないといった制度の制約から、女性の多くは農業
者年金に加入できませんでした。この九六年の法
改正により、夫とともに農業に専従する女性の加
入資格が与えられたわけではございまして、九七年
には千七百八十三人と、新規加入者の四四・九％
に達したということでしたし、明くる年には、少
なくなっておりますが千二百七十七人であったとい
うことで、三四・七％を占めるということではござ
いまして、加入者全体では三十一万人中一万五

千人余りであって、女性の加入者の割合というの
はまだまだ五％程度にしかすぎません。

そこでお願いしたいと思ひますのが、農業者全
体のおよそ六割は女性が占めていると言われてい
ますが、女性農業者の老後の安定のために加入拡
大に向けてどのような施策をお考えか、大臣にそ
の見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願
いします。

○中川國務大臣 まず冒頭、委員長を初め委員の
皆様方、お待たせいたしましたことをおわび申し
上げます。

今先生御指摘の、配偶者が夫婦二人で入れると
いうこの年金でございまして、先生御指摘のよう
に三年の間に少しずつ減ってきているというのが
ちょっと気になるところでございまして。ぜひ趣旨
を御理解いただいて加入していただきたいと思ひ
ますが、そのために農業者年金基金や農業委員会
等におきまして戸別訪問等を実施し、家族経営協
定の締結促進とあわせて制度の理解をいただき、
普及啓発、加入促進に努めているところでござい
ます。

また、将来にわたる農業あるいはまた農業を営
む家族のあり方、農村等々につきましてこの制度
を抜本的に見直し検討するという作業を、先生御
指摘の研究会で進めているところでございまして。

○知久馬委員 国民の皆さんの声を十分に考慮し
ていただきたいと思います。

次に、女性の加入促進については、七月の十六
日に福岡県の県議会が意見書を採択されておいま
す。具体的な要望、検討項目が挙げられていま
す。その一つには、夫婦で一ヘクタール以上の農
地という加入要件は施設園芸農家にとっては厳し
過ぎるという声が強し、それから、耕作面積など
の要件の緩和を求めるもの、もう一つは、後継者
がいない場合、一定要件のもとで配偶者が営農を
継続するときは移譲相手として認めるなど、経営
移譲の範囲を拡大することです。さらに、女性農
業者が経済的に自立できるよう、遺族年金制度も
検討項目に挙げられております。

また、さきにこの法律改正を行った平成七年五月三十一日の本委員会の附帯決議の中でも、第三項に、農地の権利名義を有しない女性への加入資格の付与については、我が国農業における女性の位置づけを踏まえ、農業経営における女性の役割の明確化と個の確立に資するものとなるよう十分配慮すること、それと第五項では、承継加入配偶者への死亡一時金にかかわる将来の経営移譲年金額の加算、遺族年金の検討が盛り込まれていました。

女性の加入要件の緩和について具体的にどうお考えか。先がたもあつたと思うのですけれども、確認のためにお聞かせ願いたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 女性、特に配偶者加入の問題については、一ヘクタール以上という要件があるわけですが、これはもともと、農地にかかわる経営の合理化というのがこの制度発足の当時の趣旨でございまして、農地の一定の面積、これを御夫婦でやれば二人分ということとでございまして、実質的かつ同等な経営主、経営主体ということで、五十アールプラス五十アールで一ヘクタール、こういうことで決められてきたわけですね。

今先生から御指摘ありましたように、では、施設園芸などの場合に、一ヘクタールという非常に大きな面積が確保できるのかどうかという問題はございまして。先ほどお話し申し上げましたように、農地に着目をして、特に土地利用型農業に着目をしてきた制度でありますけれども、今後の多様な日本農業の発展の中で、施設園芸あるいは畜産、さらには複合経営といったものにどういふふうな形でこの制度の適用をするか、その場合の要件はどうするかということを今後しっかりと勉強したいと思っております。

それから、御指摘がございました配偶者への経営移譲ということでございますけれども、これもまた、この制度の主とした目的が経営の若返りというところでございまして、夫婦間での農地のやりとりということになりますと、それはやはり経営

の移譲ということには当たらない、農業者年金本来のねらいではないということで、適格な経営移譲とは認めていないわけでございます。

なお、遺族年金の扱い、それから死亡一時金の扱いにつきましては、かねてからいろいろの方々から多様な御意見がございまして。こういう点も研究会の課題として提示をさせていただき、議論をしたいと考えております。

○知久馬委員 本当に、女性の加入と担い手の問題というのは重要だと思ひます。

次に、改善を求める要望についてでございますが、さきに本委員会でも審議、成立した食料・農業・農村基本法、すなわち新基本法では、効率的かつ安定的な経営が生産の相当部分を占める農業構造を目指すとして、農業経営の合理化とともに、円滑な経営の継承、農地利用の集積、農地の効率的な利用、人材の育成などが掲げられております。私は、こうした担い手、経営対策の新しい課題が、農業者年金の政策目的を考える上でポイントとなると思うものでございます。

農業者年金は、農家の老後の生活設計に組み込まれており、農業者の長期にわたる信頼を基礎に成り立っております。この信頼感を継続するためには、年金財政基盤の長期安定化が必要であらうと思ひます。そのためには、保険料、給付水準、国庫補助を含めたそのあり方について総合的に見直す必要があると研究会でも検討されていることと思ひます。

農業者年金の保険料は、九〇年から九一年間で六九%も引き上げられたために、国民年金と合わせると年額四十一万円にもなり、被保険者は負担に限界を感じております。一方、給付水準については、モデル的な算定では、厚生年金に比べて保険料が高い割に受給額が低いという実態があります。

そこで、農村の現場から農業者年金の改善を求める声が上がっております。短期の加入でも実質的に年金給付に結びつくような受給資格期間あるいは空期間の改善、国民年金と同等の保険料の免除措置と、夫婦加入などについての何らかの軽減

措置、それと経営移譲の要件について、例えば農地の権利設定などに匹敵する政策効果のある基幹的な作業受託も対象とする、あるいは中山間地域などでは六十五歳以降の経営移譲に救済措置を設けるなど、研究会で検討中であるとお答えが多かったのですけれども、こうした声に具体的にどうこたえていかれるのか、その見解をお聞きしたいと思ひます。

○渡辺(好)政府委員 御質問が幾つかにわたっておりますので、順次整理をしてお答えしたいと思います。

受給資格期間の問題がまず第一点でございます。今先生から、二十年は長過ぎる、あるいは空期間の改善は図られないかということでございます。

この制度は、農業者らしい農業者を対象とする制度であるという前提に立ちますと、やはり相当期間農業に従事をしていただくということが大前提でございます。それから、期間が短くなれば、当然のことながらそれだけ給付水準も下がるわけでございますので、年金としての魅力がどうかという問題も起こってまいります。

ただ、空期間の問題は、この農業者年金の順位がほかのものに比べれば後順位になっておりますので、空期間が、つまりこれから一時脱退ということが起こり得ますので、その期間はできるだけ期間通算をするということで、これまででもかなり制度の改善を重ねてきたところでございます。

それから、保険料の免除措置の問題であります。これはこの年金が言ってみれば二階部分でございますので、一階部分についてはやはり国民年金の中でのそういう制度がとられておりますが、厚生年金等につきましても上乗せ部分については免除の措置がないわけでございますので、そこは非常に難しい問題であるというふうに思っております。

夫婦加入の場合の割引の問題は、先ほどの農地

所有の問題に戻りますけれども、同一、同等の資格、共同の経営ということになりますと、さて割引制度がなじむのかどうかという問題がございまして。もちろん、保険料を前納すればその利子分を割り引いてというふうな制度があるわけでございますけれども、ここはもう少し勉強しなければならぬというふうに思っております。

それからもう一つ、貸借、それから所有権の移転のほかに、農作業の受委託のようなものも経営移譲として認めてはどうかという御指摘なんです。これは経営に着目した制度でございますので、作業の委託の場合には、危険負担も含めて経営権というものが所有者に残りますので、制度設計としてはなかなかとりづらいところでございます。

○知久馬委員 この年金の問題というのは大変難しいというのとはともよくわかるんですが、けれども、本当に農業者の方が安心して老後が送れるような制度にならなければならないと思うものでございます。

あと、ちょっと総論としてお伺いしたいのですけれども、一九七〇年に制定されましたこの農業者年金制度は、制定当初論議されたように、国民年金水準をカバーする老後保障年金というよりも、農業経営移譲を促進するための政策年金という制度の特徴が、十次にわたる改正を経ながら続いていくということでございます。

今回、厚生年金などの保険料の引き上げが凍結されると同時に、農業者年金の保険料が凍結されるわけですが、これも多分質問があったと思うのですけれども、将来、この農業者年金制度を農業者にとって本当に魅力あるものにするためには、抜本的な改革が必要と考えますが、この点についてお伺いします。

○渡辺(好)政府委員 それはもう先生の御指摘のとおりであります。

今回の保険料の凍結というのは、これは、公的年金の言ってみればバランスの中で行うものであ

りますので、抜本的な改革そのものとは直接結びつきません。ただ、この年金が持っている、構造政策を進めるといふ政策の側面と、そうであるがゆえに国庫から八百億円近い金を投じているという実情、これを十分に踏まえて、この年金が新しい基本法のもとでの構造政策誘導のための年金になるような、そんな仕組みをこれから検討して構築したいと思っております。

先生から御指摘のありました事柄について、やや否定的なお答えもいたしましたけれども、それらのこともすべていろいろな方々から出ておりますので、それは御披露した上で、議論は当然されるということでございます。

○知久馬委員 これもちょっと無理なお願いになると思いますが、農業者年金制度を魅力あるものにするには、まず、経営移譲せずに六十五歳になったときに支給される農業者老齢年金水準を大幅に引き上げることではないでしょうか。(発言する者あり) 長期間にわたって高額な保険料を支払い、六十五歳になって経営移譲せずに老齢年金を支給される場合には……

○穂積委員長 知久馬委員の発言中ですが、私語はなるべく控え目に、小さい声でお願いいたします。

○知久馬委員 保険料を支払って、六十五歳になっても経営移譲せずに老齢年金を支給されるときには経営移譲年金水準の二分の一では、余りにも格差が大きいのではないかと思うのでございます。

それで、農村社会における年金の二階建て部分の実施を図るべきだと考えます。先がたも説明がありましたように、ちょっとこれはなかなか難しい問題だろうとは思いますが、本当に、長年にわたって汗を流してこつと働いた中で、保険料を支払った農業者にとって、老後の楽しみ、年金の充実を図るべきだと考えるものでございます。

最後にこれをお聞きして終わりたいと思いますので、よろしく願います。

○渡辺(好)政府委員 そのところは本当に難しいと思ひます。

といひますのは、経営移譲年金が高目に設定をされているのは、これは、国庫からの助成があるから、それを充当して高く誘導ができるわけですが、老齢年金の部分については、掛金と保険料との間で計算をした上で水準を出していきまふので、もしこれを引き上げようとする、今の世代の加入者の保険料を引き上げざるを得ないという問題が出てきます。

午前中以来の質疑に対するお答えの中で、積立型にするのか、賦課方式にするのかということも含めて幅広く検討するというふうに申し上げている趣旨も、年金の魅力を増そうとすると保険料にはね返るというシステムだけでいいんだらうかという問題があるわけですから、これは前広に議論をしたいと思ひております。

○知久馬委員 終わります。ありがとうございます。

○穂積委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○穂積委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○穂積委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○穂積委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○穂積委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十五分散会